

別表

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
条例	第2条・別表第1	1 地方自治法	法9条の5 1項	新たに生じた土地の届出の受理	1-1	12,080		
			法9条の5 2項	新たに生じた土地の告示	1-2	-	1-1に含む	
		2	旅券法及び旅券法施行規則 (条例別表第2に掲げる市町村において、(1)の申請、(7)若しくは(10)の返納、(8)の届出又は(12)の申出を行う者が、当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている場合に係るものに限り、急を要する申請等の場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)	法3条1項	一般旅券の発給の申請の受理	2-1	1,350	移譲後も道が手数料事務を行うため、要綱4条2項ただし書は適用しない。
				法3条2項ただし書	申請者の身分上の事実の確認	2-2	-	2-1に含む
				法3条2項2号	申請者の身分上の事実の認定	2-3	-	〃
				法3条3項	申請者が本人であること等の確認	2-4	-	〃
				法3条5項	申請者が現に所持する一般旅券の確認	2-5	-	〃
				法8条1項(法10条4項において準用する場合を含む)	一般旅券の交付	2-6	-	〃
				法8条3項後段	申請者が現に所持する一般旅券の返納の受理	2-7	-	〃
				法17条1項及び2項	一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理	2-8	-	〃
				法17条3項	届出者が本人であること等の確認	2-9	-	〃
				法19条5項	一般旅券の返納の受理	2-10	-	〃
				法19条6項	返納を受けた一般旅券の還付	2-11	-	〃
省令7条1項	申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理	2-12	-	〃				
省令7条2項	申請者に代わり出頭した者が法第3条6項各号に掲げる者に該当することの確認	2-13	-	〃				
4	北海道空港条例	条例4条1項ただし書	空港設備の使用の許可	18-1	2,200			
		条例5条1項	離着陸設備又は格納庫の使用等の届出の受理	18-2	1,200			
		条例5条2項	航空機の停留に係る指示	18-3	2,200			
		条例6条	空港設備の使用の許可の申請の受理	18-4	1,200			
		条例7条	工作物の設置等の許可の申請の受理	18-5	1,200			
		条例7条の2 1項本文	営業の許可の申請の受理	18-6	1,200			
		条例8条	使用の停止の命令及び許可の取消し((1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。)	18-7	2,200			
規則	第3条	北海道空港条例施行規則	規則2条1項ただし書	空港の運用時間の変更	18-8.1	2,200		
			規則2条2項	離着陸設備の運用時間外の使用の許可	18-8.2	1,200		
			規則9条3項	空港使用料の納付の特例承認の申請の受理	18-8.3	1,200		
			規則11条2項	空港使用料の減免の申請の受理	18-8.4	1,200		
			規則12条	空港への入場の制限	18-8.5	1,200		
			規則13条1項2号	立入制限区域内への立入りの許可	18-8.6a	2,200	通常許可	
					18-8.6b	1,200	臨時の許可(24時間未満の許可)	
			規則14条1項ただし書	車両の使用又は取扱いの許可	18-8.7	2,200		
			規則16条1項5号	爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯又は運搬の許可	18-8.8	2,200		
			規則16条1項6号	裸火の使用の許可	18-8.9	2,200		
			規則16条の2	行為の制止及び退去又は原状回復その他必要な措置の命令	18-8.10	2,200		
規則18条	空港設備の使用状況に係る検査及び空港設備の使用に対する報告の徴収(特例条例別表第1の4の項(1)から(3)までに掲げる事務並びに(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げる事務に係るものに限る。)	18-8.11	2,200					
条例	第2条・別表第1	5 北海道水資源の保全に関する条例及び条例の施行のための規則	条例19条2項	土地所有者等に対する助言	4-1	8,310		
			条例19条3項	関係市町村長に対する協力の要請	4-2	-	4-1に含む	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考				
条例	5	北海道水資源の保全に関する条例及び条例の施行のための規則	条例20条1項	土地に関する権利の移転等の届出の受理（同条3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	4-3	2,510			
			条例20条4項	関係市町村長に対する意見の要求（同条9項において準用する場合を含む。）	4-4	12,050 (ただし、第9項準用の場合は、6,440)			
			条例20条5項	届出をした者に対する助言(同条9項において準用する場合を含む。)	4-5	-	4-4に含む		
			条例20条6項	関係市町村長に対する協力の要請(同条9項において準用する場合を含む。)	4-6	-	〃		
			条例20条8項	当事者の氏名等の変更の届出の受理	4-7	1,390			
			条例21条	土地に関する権利の移転等に係る報告又は資料の提出の要求	4-8	830			
			条例22条1項	届出等をすべきことの勧告	4-9	7,740			
			条例22条2項	関係市町村長に対する協力の要請	4-10	-	4-9に含む		
			条例23条1項	勧告に従わないときの公表	4-11	6,250			
			条例23条2項	意見を述べる機会の付与	4-12	-	4-11に含む		
			条例24条	関係市町村長その他の他の者に対する情報提供の要求	4-13	830			
			2の2	家庭用品品質表示法及び家庭用品品質表示法施行令  ((1)から(5)までに掲げる事務にあつては、主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある卸売業者以外の販売業者に係るものに限る。)	法4条1項	表示事項の表示等の指示	2の2-1	15,700	
					法4条3項	指示に従わない販売業者の公表	2の2-2	15,700	
	法10条1項	措置を求める申出の受理			2の2-3	15,700			
	法10条2項	措置を求める申出に関する調査			2の2-4	-	2の2-3に含む		
	法19条2項	販売業者からの報告の徴収			2の2-5	3,900			
	法19条2項	販売業者の店舗等に係る立入検査			2の2-6	4,500			
	政令4条5項	公表に関する協議((2)に掲げる事務に係るものに限る。)			2の2-7	-	2の2-2に含む		
	政令4条6項	指示、報告の徴収又は立入検査の結果の報告((1)、(5)及び(6)に掲げる事務に係るものに限る。)			2の2-8	-	2の2-1、2の2-5及び2の2-6に含む		
	2の3	大気汚染防止法	法17条の5 1項	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理	2の3-1	4,000			
			法17条の6 1項	揮発性有機化合物排出施設を設置している者からの届出の受理	2の3-2	4,000			
			法17条の7 1項	揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理	2の3-3	4,000			

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等		整理番号	R5単価	備考			
特例条例	第2条 別表第1	2の3	大気汚染防止法	法17条の8	揮発性有機化合物排出施設の構造等の計画の変更又は廃止の命令	2の3-4	-	単価未設定		
				法17条の11	揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善又は使用の一時停止の命令	2の3-5	-	〃		
				法17条の13 1項において準用する法10条2項	揮発性有機化合物排出施設の設置等の制限の期間の短縮	2の3-6	-	2の3-1及び2の3-3に含む		
				法17条の13 2項において準用する法11条	届出事項の変更又は揮発性有機化合物排出施設の使用の廃止の届出の受理	2の3-7	1,000			
				法17条の13 2項において準用する法12条3項	揮発性有機化合物排出施設に係る届出をした者の地位の継承の届出の受理	2の3-8	1,000			
				法26条1項	報告の徴収又は立入検査（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）	2の3-9	8,200			
				法27条2項	行政機関の長からの届出事項に該当する事項の通知の受理（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）	2の3-10	-	単価未設定		
				法27条3項	行政機関の長に対する措置の要請（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）	2の3-11	-	〃		
				法27条4項	行政機関の長の講じた措置に係る通知の受理（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）	2の3-12	-	〃		
				法27条5項	行政機関の長との協議（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）	2の3-13	-	〃		
				法28条2項	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出（揮発性有機化合物排出施設に係るものに限る。）	2の3-14	-	〃		
				2の4	大気汚染防止法	法18条1項	一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	2の4-1	4,000	
						法18条3項	一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理	2の4-2	4,000	
						法18条の2 1項	一般粉じん発生施設を設置している者からの届出の受理	2の4-3	4,000	
	法18条の4	一般粉じん発生施設の基準への適合又は使用の一時停止の命令	2の4-4			-	単価未設定			
	法18条の6 1項	特定粉じん発生施設の設置の届出の受理	2の4-5			-	〃			
	法18条の6 3項	特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理	2の4-6			-	〃			
	法18条の7 1項	特定粉じん発生施設を設置している者からの届出の受理	2の4-7			-	〃			
	法18条の8	特定粉じん発生施設の構造等の計画の変更又は設置の計画の廃止の命令	2の4-8			-	〃			
	法18条の11	特定粉じん発生施設の構造等の改善又は使用の一時停止の命令	2の4-9			-	〃			
	法18条の13 1項において準用する法10条2項	特定粉じん発生施設の設置等の制限の期間の短縮	2の4-10			-	〃			
	法18条の13 2項において準用する法11条	届出事項の変更又は一般粉じん発生施設若しくは特定粉じん発生施設の使用の廃止の届出の受理	2の4-11			1,000				
	法18条の13 2項において準用する法12条3項	一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設に係る届出をした者の地位の承継の届出の受理	2の4-12			1,000				
	法18条の15第6項	解体等工事に係る調査結果の報告の受理	2の4-13			1,000				
	法18条の17 1項	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理	2の4-14	4,000						
	法18条の17 2項	特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合の当該作業の実施の届出の受理	2の4-15	-	単価未設定					

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考		
2条・別表第1 条例	2の4	大気汚染防止法	法18条の18 1項	特定粉じん排出等作業に係る措置の命令	2の4-16	-	〃
			法18条の18 2項	特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令	2の4-17	-	〃
			法18条の21	特定粉じん排出等作業の作業基準への適合又は一時停止の命令	2の4-18	-	〃
			法26条1項	報告の徴収又は立入検査（一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等又は特定粉じん排出等作業の状況に係るものに限る。）	2の4-19	8,200	
			法27条2項	行政機関の長からの届出事項に該当する事項の通知の受理（一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設に係るものに限る。）	2の4-20	-	単価未設定
			法27条3項	行政機関の長に対する措置の要請（一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設に係るものに限る。）	2の4-21	-	〃
			法27条4項	行政機関の長の講じた措置に係る通知の受理（一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設に係るものに限る。）	2の4-22	-	〃
			法27条5項	行政機関の長との協議（一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設に係るものに限る。）	2の4-23	-	〃
			法28条2項	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請又は意見の申出（一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は特定粉じん排出等作業の状況に係るものに限る。）	2の4-24	-	〃
	2の5	大気汚染防止法	法20条	自動車排出ガスの濃度の測定	2の5-1	-	単価未設定
			法21条1項	公安委員会に対する措置の要請	2の5-2	-	〃
			法21条3項	道路管理者又は関係行政機関の長に対する意見の申出	2の5-3	-	〃
	2の6	大気汚染防止法	法附則10項	指定物質排出施設を設置している者に対する勧告	2の6-1	-	単価未設定
			法附則11項	指定物質排出施設の状況等の報告の徴収	2の6-2	-	〃
	3	騒音規制法	法3条1項	地域の指定	3-1	3,800	
			法3条3項（法4条3項において準用する場合を含む。）	公示	3-2	-	3-1及び3-3に含む
			法4条1項	規制基準の設定	3-3	11,300	
			法22条	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出（(1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。）	3-4	-	3-1及び3-3に含む
	3の2	悪臭防止法	法3条	地域の指定	3の2-1	3,800	
			法4条	規制基準の設定	3の2-2	11,300	
			法5条2項	意見の聴取	3の2-3	-	3の2-1、3の2-2に含む
	3の2	悪臭防止法	法6条	公示	3の2-4	-	3の2-1、3の2-2に含む
			法21条1項	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請	3の2-5	-	〃
	3の3	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	法3条3項（法4条3項、5条3項及び6条2項において準用を含む。）	公害防止統括者の選任等の届出の受理	3の3-1	1,900	
			法6条の2 2項	特定事業者の地位の承継に係る届出の受理	3の3-2	1,000	
			法10条	公害防止統括者等の解任の命令	3の3-3	15,100	
			法11条1項	公害防止統括者等の職務の実施状況の報告の徴収及び特定工場への立入検査	3の3-4	8,200	
	3の4	消費生活用製品安全法及び消費生活用製品安全法施行令	法40条1項	特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の業務の状況に関する報告の徴収（その主たる事務所及び店舗が一の町村内のみにある者に係るものに限る。）	3の4-1	3,900	
			法41条1項	特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取扱事業者の店舗等に係る立入検査	3の4-2	4,500	
			法42条1項	検査が著しく困難と認められる特定製品の提出の命令	3の4-3	3,900	
			政令14条2項	報告の徴収、立入検査又は特定製品の提出の命令の結果の報告（(1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。）	3の4-4	-	3の4-1、3の4-2及び3の4-3に含む
	3の5	生活関連物資等の買占め及び売出しに対する緊急措置に関する法律（法3条に規定する特定物資（以下この項において「特定物資」という。）の生産、輸入又は販売の事業を行う者（小売業を行う者を除く。）の事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が一の市町村の区域内のみに設置されているもの並びに特定物資の小売業を行う者に係るものに限る。）	法3条	特定物資の価格の動向等の調査	3の5-1	-	単価未設定
			法4条1項	特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対する当該特定物資の売渡しの指示	3の5-2	-	
			法4条2項	特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対する当該特定物資の売渡しの命令	3の5-3	-	
			法4条4項	特定物資の売渡しの命令の実施に関し必要な細目に関する裁定	3の5-4	-	
			法4条5項	裁定をした旨の通知	3の5-5	-	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考		
特例条例	3の5	(6) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	法5条1項	特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者からの報告の徴収又は立入検査若しくは関係者への質問	3の5-6	-	
		(7)	法5条2項	特定物資を保管していると認められる者の倉庫等への立入検査又は関係者への質問	3の5-7	-	
	3の6	(1) 動物の愛護及び管理に関する法律	38条1項	動物愛護推進員の委嘱	3の6-1	4,000	
	3の7	(1) 国民生活安定緊急措置法(法4条1項に規定する指定物資(以下この項において「指定物資」という。)を販売する者(小売業を行う者を除く。)の事業場が一の市町村の区域内のみに設置されているもの及び指定物資の小売業を行う者に係るものに限る。)	法6条2項	標準価格等の表示の指示	3の7-1	-	単価未設定
			法6条3項	指定物資の小売業を行う者が指示に従わなかった旨の公表	3の7-2	-	
			法7条1項	標準価格に関する指示	3の7-3	-	
			法7条2項	指定物資を販売する者が指示に従わなかった旨の公表	3の7-4	-	
			法30条1項	指定物資を販売する者からの報告の徴収又は立入検査若しくは関係者への質問((1)から(4)までに掲げる事務に係るものに限る。)	3の7-5	-	
	3の8	(1) 振動規制法	法3条1項	地域の指定	3の8-1	3,800	
			法3条3項(法4条3項において準用する場合を含む。)	公示	3の8-2	-	3の8-1及び3の8-3を含む
			法4条1項	規制基準の設定	3の8-3	11,300	
			法20条	関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出	3の8-4	-	3の8-1及び3の8-3を含む
	4	浄化槽法	(1) 法5条1項	浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出の受理(特定行政庁の権限に属するものを除く。)並びに同項の規定による知事を経由して届出が行われる場合の当該経由機関としての受理及び送付	4-1	4,100	
			(2) 法5条2項	浄化槽の設置又は変更の計画に係る勧告	4-2	7,700	
			(3) 法5条4項ただし書	届出の内容が相当であると認める旨の通知	4-3	200	
			(4) 法7条2項(11条2項において準用する場合を含む。)	浄化槽の設置後等の水質検査に係る報告の受理	4-4	1,000	
			(5) 法7条の2 1項	浄化槽の設置後等の水質検査の受検の確保のために必要な指導及び助言	4-5	1,200	
			(6) 法7条の2 2項	浄化槽の設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告	4-6	4,000	
			(7) 法7条の2 3項	浄化槽の設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置の命令	4-7	15,200	
			(8) 法10条の2 1項	浄化槽の使用の開始に係る報告書の受理	4-8	300	
			(9) 法10条の2 2項	技術管理者の変更に係る報告書の受理	4-9	1,000	
			(10) 法10条の2 3項	浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理	4-10	1,000	
			(11) 法11条の2 1項	浄化槽の使用の休止に係る届出の受理	4-11	1,000	
			(12) 法11条の2 2項	浄化槽の使用の再開に係る届出の受理	4-12	200	
			(13) 法11条の3	浄化槽の使用の廃止に係る届出の受理	4-13	200	
			(14) 法12条1項	浄化槽の保守点検又は清掃に係る助言、指導又は勧告	4-14a	1,200	助言・指導
					4-14b	4,000	勧告
			(15) 法12条2項	浄化槽の保守点検又は清掃に係る改善の命令又は浄化槽の使用の停止の命令	4-15	15,200	
			(16) 法12条の2 1項	浄化槽の定期検査の受検の確保のために必要な指導及び助言	4-16	1,200	
			(17) 法12条の2 2項	浄化槽の定期検査を受けるべき旨の勧告	4-17	4,000	
			(18) 法12条の2 3項	浄化槽の定期検査を受けるべき旨の勧告に係る措置の命令	4-18	15,200	
			(19) 法49条第1項	浄化槽台帳の作成	4-19	1,100	
			(20) 法49条第2項	関係地方公共団体の長その他の者に対する情報提供の要求	4-20	1,400	
			(21) 法53条1項	浄化槽管理者又は浄化槽清掃業者に係る浄化槽の保守点検、清掃又は業務に係る報告の徴収	4-21	4,500	
			(22) 法53条2項	浄化槽管理者又は浄化槽清掃業者に係る事務所等への立入検査又は質問	4-22	8,300	
	(23) 法附則11条1項	特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置に係る助言又は指導	4-23	1,200			

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考				
特例条例	4	(24) 浄化槽法	法附則11条2項	特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置に係る勧告	4-24	4,000			
		(25)	法附則11条3項	特定既存単独処理浄化槽の除却等の措置に係る命令	4-25	15,200			
	4の2	環境基本法	法16条2項	騒音に係る基準(航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。)の類型を当てはめる地域の指定	4の2	15,000			
	2条・別表第1	4の3	(1)	法10条1項	特定非営利活動法人の設立の認証	4の3-1	18,700		
			(2)	法10条2項(法25条5項及び34条5項において準用する場合を含む。)	認証の申請があった旨等のインターネットの利用等による公表及び縦覧	4の3-2	-	4の3-1に含む	
			(3)	法12条3項(法25条5項及び34条5項において準用する場合を含む。)	認証又は不認証の通知	4の3-3	-	"	
			(4)	法12条の2において準用する法43条の2	警察本部長への意見の聴取	4の3-4	3,800		
			(5)	法12条の2において準用する法43条の3	警察本部長からの意見の受理	4の3-5	1,000		
			(6)	法13条2項(法39条2項において準用する場合を含む。)	登記の届出の受理	4の3-6	1,000		
			(7)	法13条3項(法39条2項において準用する場合を含む。)	設立の認証の取消し	4の3-7	18,700		
			(8)	法17条の3	仮理事の選任	4の3-8	7,500		
			(9)	法17条の4	特別代理人の選任	4の3-9	7,500		
			(10)	法18条3号	不正の行為等の報告の受理	4の3-10	1,000		
			(11)	法23条1項	役員の変更等の届出の受理	4の3-11	1,000		
			(12)	法25条3項	定款の変更の認証	4の3-12	7,500		
			(13)	特定非営利活動促進法、特定非営利活動促進法施行条例及び条例の施行のための規則(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)	法25条6項	定款の変更の届出の受理	4の3-13	1,000	
			(14)	法25条7項	登記事項証明書の受理	4の3-14	-	4の3-12に含む	
			(15)	法26条1項	定款の変更の申請書の受理	4の3-15	-	"	
			(16)	法29条	事業報告書等の受理	4の3-16	3,800		
			(17)	法30条	事業報告書等の閲覧又は謄写	4の3-17	-	4の3-16に含む	
			(18)	法31条2項	事業の成功の不能の認定	4の3-18	7,500		
			(19)	法31条4項	特定非営利活動法人の解散の届出の受理	4の3-19	1,000		
			(20)	法31条の8	清算人の氏名等の届出の受理	4の3-20	1,000		
			(21)	法32条2項	残余財産の譲渡の認証	4の3-21	7,500		
			(22)	法32条の2 3項及び4項	意見の陳述及び調査の受託	4の3-22	3,800		
			(23)	法32条の3	清算終了の届出の受理	4の3-23	1,000		
			(24)	法34条3項	特定非営利活動法人の合併の認証	4の3-24	18,700		
			(25)	法41条1項	特定非営利活動法人の業務等に関する報告の徴収及び立入検査	4の3-25	18,700		
			(26)	法42条	特定非営利活動法人に対する改善命令	4の3-26	18,700		
			(27)	法43条1項又は2項	特定非営利活動法人の設立の認証の取消し	4の3-27	18,700		
			(28)	法43条4項	書面の交付	4の3-28	3,800		
(29)			法43条の2	警察本部長への意見の聴取	4の3-29	3,800			
(30)			法43条の3	警察本部長からの意見の受理	4の3-30	1,000			
(31)			法72条1項	情報の提供に係る必要な措置	4の3-31	1,000			

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
2条・別表第1	4の3	(32) 特定非営利活動促進法、特定非営利活動促進法施行条例及び条例の施行のための規則(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)	法73条	官庁等に対する照会又は協力の要請(1から31に係るものに限る。)	4の3-32	3,800		
		(33)	条例13条	閲覧又は謄写の場所の指定	4の3-33	3,800		
	4の4	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	(1)	法5条3項	第一種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の経由及び意見の付与	4の4-1	500	
			(2)	法6条3項	対応化学物質分類名による届出に係る事項の通知の受理	4の4-2	200	
			(3)	法7条2項	対応化学物質分類名に関する請求を認めない旨の決定等に係る第一種指定化学物質の名称の通知の受理	4の4-3	200	
			(4)	法7条3項	対応化学物質分類名を維持する旨の請求がないときの第一種指定化学物質の名称の通知の受理	4の4-4	200	
			(5)	法7条5項	対応化学物質分類名による届出に係る事項の説明の要求	4の4-5	7,700	
			(6)	法8条2項	ファイル記録事項の通知の受理	4の4-6	-	4の4-8aに含む
			(7)	法8条4項	ファイル記録事項の集計結果の通知の受理	4の4-7	-	"
	4の4	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	(8)	法8条5項	通知に係る事項の集計及びその結果の公表	4の4-8a	400	集計
						4の4-8b	7,700	公表
			(9)	法13条	国が行う調査に関する資料の提供の要求又は意見の陳述	4の4-9	7,700	
	5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	(1)	法9条1項	ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、カワラバト(ドバト)、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アライグマ又はとがりねずみ科若しくはねずみ科の全種(法2条4項に規定する希少鳥獣並びにドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く。)の捕獲等の許可 イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、カワラバト(ドバト)、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等の許可	5-1	1,700	
			(2)	法9条7項	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可証((1)に掲げる事務に係るものに限る。以下この項において「許可証」という。)の交付	5-2	-	5-1に含む
			(3)	法9条8項	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の従事者証((1)に掲げる事務に係るものに限る。以下この項において「従事者証」という。)の交付	5-3	-	"
			(4)	法9条9項	許可証又は従事者証の再交付	5-4	900	
			(5)	法9条11項	許可証又は従事者証の返納の受理	5-5	-	5-1、5-2及び5-3に含む
			(6)	法9条13項	捕獲等又は採取等の結果の報告の受理((1)に掲げる事務に係るものに限る。)	5-6	-	5-1に含む
			(7)	法10条1項	違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令((1)に掲げる事務に係るものに限る。)	5-7	8,400	
			(8)	法10条2項	許可の取消し((1)に掲げる事務に係るものに限る。)	5-8	1,500	
			(9)	法19条1項	鳥獣の飼養の登録	5-9	-	要綱4条2項ただし書後段適用
(10)			法19条3項	鳥獣の飼養に係る登録票(以下この項において「登録票」という。)の交付	5-10	-	"	
(11)			法19条5項	飼養の登録の更新	5-11	-	"	
(12)			法19条6項(法21条2項において準用する場合を含む。)	登録票の再交付	5-12	-	"	
(13)			法20条3項	登録鳥獣の譲受け又は引受けをした旨の届出の受理	5-13	1,600		
(14)			法21条1項	登録票の返納の受理	5-14	-	5-9及び5-10に含む	
(15)			法22条1項	違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令	5-15	4,000		
(16)			法22条2項	飼養の登録の取消し	5-16	1,500		
(17)			法75条1項	法9条1項の許可を受けた者に対する報告の徴収((1)から(8)まで及び(19)から(22)までに掲げる事務に係るものに限る。)	5-17	800		
(18)			法75条3項	立入検査((1)から(17)まで及び(19)から(24)までに掲げる事務に係るものに限る。)	5-18	8,400		
(19)			省令7条11項	許可証に係る住所等の変更の届出の受理	5-19	200		
(20)			省令7条12項	従事者証に係る住所等の変更の届出の受理	5-20	200		
(21)			省令7条13項	許可証の亡失の届出の受理	5-21	200		

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
	2条・別表第1	5							
条例	2条・別表第1	5	(22)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	省令7条14項	従事者証の亡失の届出の受理	5-22	200	
			(23)		省令20条5項	登録票に係る住所等の変更の届出の受理	5-23	-	要綱4条2項ただし書後段適用
			(24)		省令20条6項	登録票の亡失の届出の受理	5-24	-	〃
規則	2条	1		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則	規則20条	死亡等の届出(市町村長から許可証、従事者証又は登録票の交付を受けた者に係るものに限る。)の受理	5-25	200	飼養登録票に係る届出を除く
条例	2条・別表第1	6		北海道公害防止条例	条例25条又は26条	ばい煙発生施設、粉じん発生施設又は汚水等排出施設(以下この項において「ばい煙発生施設等」という。)の設置等の届出の受理	6-1		
					条例27条	ばい煙発生施設等の構造等の変更の届出の受理	6-2		
					条例28条	ばい煙発生施設等に係る構造等の計画の変更又は廃止の命令	6-3		
					条例29条2項	ばい煙発生施設等の設置等の制限の期間の短縮	6-4		
					条例30条	ばい煙発生施設等の設置者の氏名の変更等の届出の受理	6-5		
					条例31条3項	ばい煙発生施設等の設置者の地位の承継の届出の受理	6-6		
					条例33条1項	ばい煙発生施設又は汚水等排出施設に係る構造等の改善等の命令	6-7		
					条例36条1項	粉じん発生施設に係る使用の一時停止等の命令	6-8		
					条例37条1項及び2項	いおう酸化物に係るばい煙を排出する施設に関する燃料使用基準に従うべき旨の勧告及び命令	6-9		
					条例79条1項	ばい煙発生施設等に係る報告の徴収又は立入検査((1)から(9)までに掲げる事務に係るものに限る。)	6-10		
規則	2条	2		北海道公害防止条例施行規則	規則14条	ばい煙発生施設等の設置等の届出の受理書の交付	6-11.1		
					規則15条	ばい煙発生施設設置等に係る工事等の実施の制限期間の短縮通知書の交付	6-11.2		
条例	2条・別表第1	7		北海道公害防止条例	条例40条又は41条	騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設(以下この項において「騒音発生施設等」という。)の設置等の届出の受理	7-1		
					条例42条	騒音発生施設等の数等の変更の届出の受理	7-2		
					条例43条	騒音発生施設等に係る騒音等の防止の方法の改善等の勧告	7-3		
					条例44条2項	騒音発生施設等の設置等の制限の期間の短縮	7-4		
					条例45条	騒音発生施設等の設置者の氏名等の変更等の届出の受理	7-5		
					条例46条において準用する条例31条3項	騒音発生施設等の設置者の地位の承継の届出の受理	7-6		
					条例48条1項及び2項	騒音発生施設等に係る騒音等の防止の方法の改善等の勧告及び命令	7-7		
					条例48条3項	改善等の命令に基づく改善措置の実施の届出の受理	7-8		
					条例48条4項	騒音発生施設等の使用の一時停止の命令	7-9		
					条例49条	騒音、振動又は悪臭の大きさ等の測定及びその結果の記録の要求	7-10		
					条例57条2項	事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべき旨の命令	7-11		
					条例59条1項	特定建設作業の実施の届出の受理	7-12		
					条例59条2項	特定建設作業の災害時等の実施の届出の受理	7-13		
					条例60条1項及び2項	特定建設作業の騒音の防止の方法の改善等の勧告及び命令	7-14		
					条例68条	拡声機の使用の制限等に係る違反行為の停止等の勧告	7-15		
					条例79条1項	騒音発生施設等に係る報告の徴収又は立入検査((1)から(15)までに掲げる事務に係るものに限る。)	7-16		
規則	2条	3		北海道公害防止条例施行規則	規則20条において準用する規則14条	騒音発生施設等の設置等の届出の受理書の交付	7-17.1		
					規則21条において準用する規則15条	騒音発生施設設置等に係る工事の実施の制限期間の短縮通知書の交付	7-17.2		
条例	2条・別表第1	8		北海道自然環境等保全条例及び条例の施行のための規則	条例25条1項	環境緑地保護地区等の区域内における建築物その他の工作物の新築等の行為(以下この項において「工作物の新築等の行為」という。)の届出の受理	8-1		
					条例25条2項	工作物の新築等の行為の禁止又は制限等の命令	8-2		
					条例25条3項	工作物の新築等の行為の禁止等を命ずることができる期間の延長	8-3		

共通単価対象外

<要綱4条1項ただし書適用>  
市町村の人口に応じて次の額を交付  
人口50万人以上の市 168,000円  
人口10万人以上の市 45,000円  
人口6万人以上の市 24,000円  
その他の市 20,000円  
町村 15,000円

<要綱4条1項ただし書適用>  
対象市町村に対し  
共通経費 13,000円  
実績に応じ1件につき次のとおり配分  
届出 27,000円  
相談 2,000円  
巡視 2,000円



特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
条例	2条 別表 第1	8	北海道自然環境等保全条例及び条例の施行のための規則	条例25条5項	工作物の新築等の行為の着手を禁止する期間の短縮	8-4	共通単価 対象外  ＜要綱4条1項ただし書適用＞ 対象市町村に対し 共通経費 13,000円 実績に応じ1件につき次のとおり配分 届出 27,000円 相談 2,000円 巡視 2,000円		
				条例26条	工作物の新築等の行為の中止等の命令	8-5			
				条例28条1項	記念保護樹木の現状を変更する行為の届出の受理	8-6			
				条例28条2項	記念保護樹木の現状を変更する行為に対する助言又は勧告	8-7			
				条例29条1項	国の機関等からの通知の受理	8-8			
				条例29条2項において準用する条例21条3項	国の機関等に対する協議の要求	8-9			
				条例56条1項	工作物の新築等の行為の実施状況等に係る報告の徴収又は立入検査若しくは調査((1)から(5)までに掲げる事務に係るものに限る。)	8-10			
条例	2条 別表 第1	1	墓地、埋葬等に関する法律及び法の施行のための規則	法10条1項	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	1-1	30,800		
				法10条2項	墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可	1-2	30,800		
				法18条1項	火葬場への立入検査又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者からの報告の徴収	1-3	8,300		
				法19条	墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善等の命令又は経営等の許可の取消し	1-4	30,800		
規則	2条	1	墓地、埋葬等に関する法律施行細則	規則8条1項	経営(変更・廃止)届の受理	1-5.1	3,900		
				規則9条	工事のしゅん工届の受理	1-5.2	1,000		
条例	2条 別表 第1	102	化製場等に関する法律、化製場等に関する法律施行条例及び法の施行のための規則	法9条1項	動物の飼養又は収容の許可	1の2-1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
				法9条4項	動物の飼養又は収容の届出の受理	1の2-2	8,200		
				法9条5項において準用する法6条1項	報告の要求又は立入検査	1の2-3a	4,400	報告	
						1の2-3b	8,200	立入	
				法9条5項において準用する法6条の2	措置の命令	1の2-4	15,600		
				法9条5項において準用する法7条	許可の取消し又は施設の使用の制限若しくは禁止の命令	1の2-5	15,600		
		条例13条	動物の飼養又は収容の変更等の届出の受理	1の2-6a	8,200	構造			
				1の2-6b	2,600	その他			
		103	母体保護法、母体保護法施行令及び母体保護法施行規則	法15条1項	受胎調節実地指導員の指定	1の3-1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
				法39条2項	受胎調節実地指導員の指定の取消し	1の3-2	30,200		
				政令1条1項	受胎調節実地指導員の指定証の交付	1の3-3	-	1の3-1に含む	
				政令1条2項	受胎調節実地指導員の標識の交付	1の3-4	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
				政令2条	受胎調節実地指導員の名簿の作成	1の3-5	-	1の3-1に含む	
				政令3条	受胎調節実地指導員の指定証の訂正	1の3-6	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
				政令4条1項	受胎調節実地指導員の住所の変更の届出に係る通知	1の3-7	2,100		
				政令4条2項	受胎調節実地指導員の名簿の写しの送付	1の3-8	-	1の3-7に含む	
				政令5条	受胎調節実地指導員の指定証又は標識の再交付	1の3-9	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
				省令13条1項	受胎調節実地指導員の住所の変更の届出の受理	1の3-10	-	1の3-7に含む	
				省令13条2項	受胎調節実地指導員の名簿の記載事項の抹消	1の3-11	-	1の3-8に含む	
				省令14条3項	受胎調節実地指導員の指定証又は標識の返納の受理	1の3-12	-	1の3-9に含む	
				省令15条2項	受胎調節実地指導員が死亡し、又は失踪の宣告を受けた旨の届出の受理	1の3-13	15,200		
				省令15条3項	受胎調節実地指導員の標識の返納の受理	1の3-14	4,000		
				省令15条4項	受胎調節実地指導員の指定の取消し	1の3-15	30,200		
				省令15条5項	受胎調節実地指導員の名簿の記載事項の抹消	1の3-16	4,000		
				省令15条6項	受胎調節実地指導員の指定証及び標識の返納の受理	1の3-17	4,000		
		104	(1)	民生委員法	法5条1項	民生委員の推薦	1の4-1	1,100	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考				
2条 別表第1 条例	1の4	民生委員法	法5条2項	北海道社会福祉審議会の意見の聴取	1の4-2	1,100			
			法6条2項	主任児童委員として指名されるべき者の明示	1の4-3	1,100			
			法7条1項	北海道社会福祉審議会の意見の聴取及び民生委員の再推薦の命令	1の4-4	1,100			
			法7条2項	北海道社会福祉審議会の意見の聴取並びに民生委員として適当と認める者の決定及び推薦	1の4-5	1,100			
			法11条1項	民生委員の解嘱具申	1の4-6	1,100			
			法17条1項	民生委員の指揮監督	1の4-7	6,200			
			法18条	民生委員の指導訓練の計画と実施	1の4-8	6,200			
			法20条1項	民生委員協議会を組織する区域の決定	1の4-9	3,900			
			1の5	(1) 保健師助産師看護師法	法33条	業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師の氏名、住所等の届出の受理	1の5	300	
	2		(1)	法7条1項	病院の開設の許可	2-1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
			(2)	医療法、医療法施行令、北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例、法の施行のための規則及び同条例の施行のための規則	法7条2項	病院の病床数等の変更の許可	2-2	7,700	
			(3)	法7条3項	診療所の病床の設置又は病床数、病床の種別等の変更の許可	2-3	4,000		
			(4)	法8条の2 2項	病院の休止等の届出の受理	2-4	2,000		
			(5)	法9条1項又は2項	病院の廃止等の届出の受理	2-5	2,000		
	2	医療法、医療法施行令、北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例、法の施行のための規則及び同条例の施行のための規則	(6)	法12条1項ただし書	病院の開設者以外の者による病院の管理の許可	2-6	11,500		
			(7)	法12条2項	他の病院又は診療所を管理する医師又は歯科医師の病院の管理の許可	2-7	4,000		
			(8)	法15条3項	病院にエックス線装置等を備えたとき等の届出の受理	2-8	2,000		
			(9)	法18条ただし書	病院の専属薬剤師の配置の免除の許可	2-9	19,000		
			(10)	法24条1項(法22条に係る部分を除く。)(政令1条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	病院の使用の制限若しくは禁止若しくは使用の制限若しくは停止の申し出又は修繕若しくは改築の命令若しくは申出	2-10	37,700		
			(11)	法27条	病院の構造設備についての検査及び許可証の交付	2-11	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
			(12)	法28条(政令1条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	病院の管理者の変更の命令又は申出	2-12	37,700		
			(13)	法29条1項又は2項	病院の開設等の許可の取消し又は病院の閉鎖の命令	2-13	37,700		
			(14)	法30条	弁明の機会の付与	2-14	-	2-10又は2-11に含む	
			(15)	政令3条の3	診療所の病床設置の届出の受理	2-15	2,000		
			(16)	政令4条1項	病院の開設者の住所等の変更の届出の受理	2-16	2,000		
			(17)	政令4条2項	診療所の病床に係る変更事項の届出の受理	2-17	2,000		
			(18)	政令4条の2 1項又は2項	病院の開設後の届出の受理	2-18	2,000		
	2の2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	(1)	法38条の6 1項	精神科病院に入院中の者の症状又は処遇に関する報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、立入検査、質問又は診察及び指定医の指定	2の2-1a	19,400	小規模(精神病床29床以下、重度障害児施設)	
						2の2-1b	38,100	大規模(精神病床30床以上)	
			(2)	法38条の6 2項	精神科病院の管理者等に対する報告の徴収又は帳簿書類の提出若しくは提示の命令	2の2-2	-	2の2-1a又は2の2-1bに含む	
			(3)	法38条の7 1項	精神科病院の管理者に対する改善計画の提出の要求若しくは変更の命令又は必要な措置の命令	2の2-3	13,100		
			(4)	法38条の7 2項	指定医の指定、診察及び精神科病院の管理者に対する入院者を退院させる旨の命令	2の2-4	-	2の2-3に含む	
			(5)	法38条の7 3項	精神科病院の管理者が命令に従わなかった旨の公表	2の2-5	2,000		
			(6)	法38条の7 4項	精神科病院の管理者に対する精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部の制限の命令	2の2-6	-	2の2-3に含む	
	(7)	法38条の7 5項	精神科病院の管理者に対する命令の公示	2の2-7	2,000				
	2の3	毒物及び劇物取締法、毒物及び劇物取締法施行令、毒物及び劇物取締法施行規則	(1)	法3条の2 1項	特定毒物研究者の許可	2の3-1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
			(2)	法10条2項	特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出の受理	2の3-2	1,900		
			(3)	法15条の3	廃棄物の回収等の命令	2の3-3	7,600		

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考						
条例	第2条 別表第1	2の3 毒物及び劇物取締法、 毒物及び劇物取締法施行令、 毒物及び劇物取締法施行規則	(4)	法18条1項	特定毒物研究者等に係る報告の徴収、立入検査、質問又は毒物等の取去	2の3-4	-	2の3-1に含む			
			(5)	法19条4項	特定毒物研究者の許可の取消し又は業務の停止命令	2の3-5	11,300				
			(6)	法20条2項	特定毒物研究者の許可の取消し等に係る聴聞の期日等の公示	2の3-6	2,000				
			(7)	法21条1項(同条4項において準用する場合を含む。)	特定毒物研究者に係る特定毒物の品名等の届出の受理	2の3-7	1,900				
			(8)	政令34条	特定毒物研究者の許可証の交付	2の3-8	-	2の3-1に含む			
			(9)	政令35条1項	特定毒物研究者の許可証の書換え交付	2の3-9	2,100				
			(10)	政令36条1項	特定毒物研究者の許可証の再交付	2の3-10	2,100				
			(11)	政令36条3項	特定毒物研究者の許可証の返納の受理	2の3-11	1,900				
			(12)	政令36条の2 1項	特定毒物研究者の許可証の返納の受理	2の3-12	1,900				
			(13)	政令36条の2 2項	特定毒物研究者の許可証の交付	2の3-13	2,100				
			(14)	政令36条の3	特定毒物研究者名簿の備付け等	2の3-14	-	2の3-1に含む			
			(15)	政令36条の4 2項	特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出に係る通知	2の3-15	3,900				
			(16)	政令36条の4 3項	特定毒物研究者名簿の写しの送付	2の3-16	3,900				
			(17)	政令36条の6 1項又は2項	行政処分に関する通知	2の3-17	7,600				
			(18)	省令15条	収去証の交付	2の3-18	2,500				
			規則	第2条	2	(1)	法62条1項	第一種社会福祉事業(社会福祉法人が軽費老人ホーム(老人福祉法20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。)を経営するものに限る。(3)に掲げる事務において同じ。)の届出の受理	2の4-1	2,100	
						(2)	法62条2項	第一種社会福祉事業(軽費老人ホームを経営するものに限る。(4)に掲げる事務において同じ。)の許可	2の4-2	4,000	
						(3)	法63条1項	第一種社会福祉事業に係る届出事項の変更の届出の受理	2の4-3	2,100	
(4)	法63条2項	第一種社会福祉事業に係る建物その他の設備の規模及び構造等の変更の許可				2の4-4	4,000				
(5)	法64条	第一種社会福祉事業(国、都道府県及び市町村以外の者が軽費老人ホームを経営するものに限る。以下この項において同じ。)の廃止の届出の受理				2の4-5	1,200				
(6)	法70条	第一種社会福祉事業に係る報告の徴収又は検査若しくは調査				2の4-6	9,600				
(7)	法71条	第一種社会福祉事業を営業者に対する必要な措置の命令				2の4-7	15,200				
(8)	法72条1項から3項	第一種社会福祉事業の経営の制限、その停止の命令又は許可の取消し				2の4-8	62,000				
(9)	条例11条2項、38条2項又は46条2項	耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定				2の4-9	-	2の4-1、2の4-2、2の4-3又は2の4-4に含む			
(1)	法69条1項	第二種社会福祉事業(放課後児童健全育成事業、老人福祉センターを営業者とする事業及び隣保事業に限る。以下この項において同じ。)の開始の届出の受理				2の5-1	9,600				
(2)	法69条2項	第二種社会福祉事業に係る届出事項の変更又は廃止の届出の受理				2の5-2	2,100				
(3)	法70条	第二種社会福祉事業に係る報告の徴収又は検査若しくは調査				2の5-3	9,600				
(4)	法72条1項から3項	第二種社会福祉事業の経営の制限又はその停止の命令				2の5-4	62,000				
規則	第2条	2	(1)	老人福祉法施行細則	規則18条において準用する13条	老人福祉施設(軽費老人ホームに限る。)を設置する者(国、都道府県及び市町村を除く。)がとった措置に係る報告書の受理	2の4-10.1	-	2の4-7に含む		
条例	第2条 別表第1	3	(1)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び法の施行のための規則	法24条1項	医薬品の販売業(法25条3号に規定する卸売販売業に限り、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この項において「改正法」という。)附則第8条に規定する法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者が従前の例により引き続き営む薬種商販売業を含む。以下この項において同じ。)の許可	3-1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用		
			(2)	法24条2項	医薬品の販売業の許可の更新	3-2	-	〃			
			(3)	法33条1項	配置販売業者等に対する身分証明書の交付	3-3	-	〃			
			(4)	法35条3項ただし書	卸売販売業の営業所の管理等の兼務の許可	3-4	1,900				
			(5)	法38条2項において準用する法10条1項	医薬品の販売業に係る休廃止等の届出の受理	3-5	1,900				

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
特例条例	第2条・別表第1	3	(6)	法68条の6	特定医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は特定医療機器を取り扱う医師その他の医療関係者に対する指導及び助言	3-6	1,900	
			(7)	法68条の23	生物由来製品の販売業者(法31条に規定する配置販売業者を除く。)若しくは貸与業者、特定生物由来製品取扱医療関係者若しくは薬局の管理者又は病院若しくは診療所の管理者に対する指導及び助言	3-7	1,900	
			(8)	69条2項	薬局開設者、医薬品の販売業者(法34条3項に規定する卸売販売業者に限り、改正法附則第8条に規定する法附則第6条の規定により薬種販売業の許可を受けたものとみなされたものを除く。法31条に規定する配置販売業者及び既存配置販売業者を除く。以下この項において同じ。)に対する報告の徴収若しくは立入検査又は従業員その他の関係者に対する質問	3-8	-	3-1又は3-2に含む
			(9)	70条1項	医薬品等を業務上取り扱う者(医薬品の販売業者に限る。)に対する医薬品等の廃棄等の措置の命令	3-9	7,500	
			(10)	72条4項	医薬品の販売業者に対する構造設備の改善命令又は使用禁止	3-10	7,500	
			(11)	法72条の4 1項	医薬品の販売業者に対する必要な措置の命令	3-11	7,500	
			(12)	法72条の4 2項	医薬品の販売業者に対する必要な措置の命令	3-12	7,500	
			(13)	法73条	医薬品営業所管理者の変更の命令	3-13	7,500	
			(14)	法75条1項	医薬品の販売業の許可の取消し又は業務の停止命令	3-14	11,300	
			(15)	法76条	法24条2項の規定による許可(法25条1号に規定する店舗販売業及び同条2号に規定する配置販売業並びに改正法附則第10条に規定する既存配置販売業者に係る業務に係るものを除く。)の更新の拒否に係る通知並びに弁明及び証拠の提出の機会の付与	3-15	11,300	
			(16)	政令44条	医薬品の販売業の許可証の交付	3-16	-	3-1又は3-2に含む
			(17)	政令45条1項(薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この項において「改正政令」という。)附則3条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)	医薬品の販売業の許可証(改正法1条の規定による改正前の法26条3項ただし書の許可に係る許可証を含む。(18)から(20)までにおいて同じ。)の書換え交付	3-17	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用
			(18)	政令46条1項(改正政令附則3条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)	医薬品の販売業の許可証の再交付	3-18	-	〃
			(19)	政令46条3項(改正政令附則3条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)	医薬品の販売業の許可証の返納の受理	3-19	1,900	
			(20)	政令47条(改正政令附則3条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)	医薬品の販売業の許可証の返納の受理	3-20	1,900	
			(21)	政令48条(改正政令附則3条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)	医薬品の販売業の許可台帳(改正1条の規定による改正前の法26条3項ただし書の許可に係る許可台帳を含む。)の備付け等	3-21	-	3-1又は3-2に含む

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考				
条例	第2条 別表第1	3	(22)	改正政令附則5条の規定によりなおその効力を有することとされる改正政令第1条の規定による改正前の薬事法施行令51条	薬種商として必要な知識経験を有する者の基準に係る認定	3-22	-	3-1に含む	
			(23)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び法の施行のための規則	薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下この項において「改正省令」という。）附則16条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令1条の規定による改正前の省令144条	法26条3項ただし書の規定による許可に係る販売先等の変更等の届出の受理	3-23	1,900	
			(24)	省令153条3項において準用する省令1条7項	卸売販売業の許可申請の添付書類に係る認定	3-24	-		
			(25)	省令154条1号二及び2号二	医薬品営業所管理者の知識経験に係る認定	3-25	-	3-1及び3-5に含む	
			(26)	省令159条の22第2項において準用する省令16条4項	医薬品の販売業に係る変更届出の添付書類に係る認定	3-26	-		
			(27)	省令244条	医療品の販売業者に対する理由の通知	3-27	-	3-9に含む	
規則	第2条	3	(1)	規則7条1項	配置販売業者等の身分証明書の書換え交付	3-29.1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
			(2)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則	規則8条1項	配置販売業者等の身分証明書の再交付	3-29.2	-	〃
			(3)	規則8条3項	配置販売業者等の身分証明書の返納の受理	3-29.3	1,900		
			(4)	規則9条	配置販売業者等の身分証明書の返納の受理	3-29.4	1,900		
条例	第2条 別表第1	3の2	(1)	薬事法施行規則等の一部を改正する省令（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器に係るものを除く。）	省令附則17条	営業所管理者の届出の受理	3の2-15	-	3-5に含む
			(1)	薬事法施行規則等の一部を改正する省令	省令附則9条4項又は5項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者からの販売する医薬品の区分等の変更の届出の受理	3の2の2	-	〃
		3の3	(1)	老人福祉法（市町村又は地方独立行政法人が行う老人居宅生活支援事業に係るものを除く。）	法14条	老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理	3の3-1	9,600	
			(2)		法14条の2	老人居宅生活支援事業に係る届出事項の変更の届出の受理	3の3-2	2,000	
			(3)		法14条の3	老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出の受理	3の3-3	2,000	
			(4)		法18条1項	老人居宅生活支援事業を行う者に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査	3の3-4	1,200	
			(5)		法18条の2 1項	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する必要な措置の命令	3の3-5	9,600	
			(6)		法18条の2 2項	老人居宅生活支援事業の制限又は停止の命令	3の3-6	9,600	
			(7)		法18条の2 3項	北海道社会福祉審議会の意見の聴取（（6）に掲げる事務に係るものに限る。）	3の3-7	9,600	
		3の4	(1)	老人福祉法、北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下この項において「養護老人ホーム基準条例」という。）、北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下この項において「特別養護老人ホーム基準条例」という。）、養護老人ホーム基準条例の施行のための規則及び特別養護老人ホーム基準条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター又は養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち市町村又は地方独立行政法人の設置するものに係るものを除く。）	法15条2項	老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理	3の4-1	9,600	
			(2)		法15条4項	養護老人ホーム等の設置の認可	3の4-2	9,600	
			(3)		法15条の2 1項	老人デイサービスセンター等に係る届出事項の変更の届出の受理	3の4-3	2,000	
			(4)		法15条の2 2項	養護老人ホーム等に係る変更の届出の受理	3の4-4	2,000	
			(5)		法16条1項	老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出の受理	3の4-5	1,100	
			(6)		法16条3項	養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可	3の4-6	9,600	
			(7)		法18条1項	老人デイサービスセンター等の設置者に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査	3の4-7	1,200	
			(8)		法18条2項	養護老人ホーム等の長に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査	3の4-8	1,200	
			(9)		法18条の2 2項	老人デイサービスセンター等に係る事業の制限または停止の命令	3の4-9	9,600	
			(10)		法18条の2 3項	北海道社会福祉審議会の意見の聴取（（9）に掲げる事務に係るものに限る。）	3の4-10	9,600	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
特例条例	3の4	(11)	老人福祉法、北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下この項において「養護老人ホーム基準条例」という。)、北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下この項において「特別養護老人ホーム基準条例」という。)、養護老人ホーム基準条例の施行のための規則及び特別養護老人ホーム基準条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター又は養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち市町村又は地方独立行政法人の設置するものに係るものを除く。)	法19条1項	養護老人ホーム等に係る施設の設備若しくは運営の改善等の命令又は設置の認可の取消し	3の4-11	61,800	
		(12)		法19条2項	北海道社会福祉審議会の意見の聴取	3の4-12	61,800	
		(13)		養護老人ホーム基準条例12条2項	耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定	3の4-13	-	3の4-2又は3の4-4に含む
		(14)		特別養護老人ホーム基準条例11条2項、36条2項、45条2項又は51条2項	耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定	3の4-14	-	〃
	3の5	老人福祉法 (都道府県又は市町村の設置する有料老人ホーム(法29条1項に規定する有料老人ホームをいう。以下この項において同じ。)に係るものを除く。)	(1)	法29条1項	有料老人ホームの設置の届出の受理	3の5-1	9,600	
			(2)	法29条2項	有料老人ホームに係る届出事項の変更の届出の受理	3の5-2	2,100	
			(3)	法29条3項	有料老人ホームに係る事業の廃止又は休止の届出の受理	3の5-3	2,100	
			(4)	法29条11項	有料老人ホーム情報の報告の受理	3の5-4	2,100	
			(5)	法29条12項	有料老人ホーム情報の公表	3の5-5	2,100	
			(6)	法29条13項	有料老人ホームの運営の状況等に係る報告の徴収又は質問若しくは立入検査	3の5-6	9,600	
			(7)	法29条15項	有料老人ホームの設置者に対する必要な措置の命令	3の5-7	15,200	
			(8)	法29条16項	有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止の命令	3の5-8	62,000	
			(9)	法29条17項	有料老人ホームの設置者に対する必要な措置又は事業の制限若しくは停止の命令をした旨の公示	3の5-9	2,100	
			(10)	法29条18項	有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止の命令をした旨の市町村長への通知	3の5-10	2,100	
			(11)	法29条19項	介護等の供与を継続的に受けるための援助	3の5-11	35,200	
	4	戦傷病者特別援護法	法21条1項	戦傷病者の補装具の支給又は修理	4	4,000		
	4の2	(移譲先市町村の委託を受けて行う母子家庭等日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業に係るものに限る。)	(1)	法20条(法31条の7第4項において準用する場合を含む。)	母子家庭等日常生活支援事業又は父子家庭日常生活支援事業の開始の届出の受理	4の2-1	2,100	
			(2)	法21条(法31条の7第4項及び法33条5項において準用する場合を含む。)	母子家庭等日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の廃止又は休止の届出の受理	4の2-2	2,100	
			(3)	法22条1項(法31条の7第4項及び法33条5項において準用する場合を含む。)	母子家庭等日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業を行う者等に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査	4の2-3	7,700	
			(4)	法23条(法31条の7第4項及び法33条5項において準用する場合を含む。)	母子家庭等日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止の命令	4の2-4	7,700	
			(5)	法33条4項	寡婦日常生活支援事業の開始の届出の受理	4の2-5	2,100	
			(6)	省令3条2項(省令6条の17の4及び7条において準用する場合を含む。)	母子家庭等日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の収支予算書及び事業計画書の受理	4の2-6	1,900	
			(7)	省令4条(省令6条の17の4及び7条において準用する場合を含む。)	重大な変更を加えた旨の届出の受理	4の2-7	2,100	
	4の3	母子及び父子並びに寡婦福祉法	法25条3項(同法34条1項において準用する場合を含む。)	公共的施設の管理者との協議及び売店等の設置の可能な場所等の調査並びにその結果を知らせる措置	4の3	5,900		
	4の4	特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則	(1)	法5条1項及び2項	特別児童扶養手当の受給資格及び手当の額の認定	4の4-1	5,100	
			(2)	法36条1項	受給資格の有無又は手当の額の決定に係る書類等の提出の命令又は質問	4の4-2	700	
			(3)	法36条2項	医師等の指定及び当該医師等の診断を受けるべき旨の命令又は障害の状態の診断	4の4-3	4,000	
			(4)	法37条	資料の提供等の要求又は報告の徴収	4の4-4	400	
			(5)	省令2条	手当の額の改定の請求の受理	4の4-5	200	
			(6)	省令3条(省令12条の3において準用する場合を含む。)	特別児童扶養手当の額の改定を行うべき事由の届出の受理	4の4-6	-	4の4-5に含む
			(7)	省令4条(省令12条の3において準用する場合を含む。)	所得状況の届出の受理	4の4-7	1,200	
			(8)	省令5条(省令12条の3において準用する場合を含む。)	氏名変更の届出の受理	4の4-8	900	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考					
特例条例	第2条・別表第1	4の4	特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則	省令6条(省令12条の3において準用する場合を含む。)	住所変更の届出の受理	4の4-9	900				
				省令7条(省令12条の3において準用する場合を含む。)	支払方法の変更の届出の受理	4の4-10	900				
				省令10条1項(省令12条の3において準用する場合を含む。)	特別児童扶養手当証書の亡失の届出の受理	4の4-11	400				
				省令10条2項(省令12条の3において準用する場合を含む。)	特別児童扶養手当証書の返納の受理	4の4-12	400				
				省令11条(省令12条の3において準用する場合を含む。)	受給資格喪失の届出の受理	4の4-13	900				
				省令12条(省令12条の3において準用する場合を含む。)	受給者の死亡の届出の受理	4の4-14	400				
				省令13条	未支払の特別児童扶養手当に係る請求の受理	4の4-15	400				
				省令17条1項	特別児童扶養手当の認定の通知及び特別児童扶養手当証書の交付	4の4-16	400				
				省令17条2項	特別児童扶養手当の支給停止の通知	4の4-17	400				
				省令18条	認定の請求に対する却下の通知	4の4-18	400				
				省令19条1項(省令26条の2において準用する場合を含む。)	手当の額の改定の通知	4の4-19	400				
				省令19条2項(同条4項(省令26条の2において準用する場合を含む。))及び省令26条の2において準用する場合を含む。)	特別児童扶養手当証書の返付又は交付	4の4-20	400				
				省令19条3項(省令26条の2において準用する場合を含む。)	特別児童扶養手当証書の提出の命令	4の4-21	400				
				省令19条6項(省令26条の2において準用する場合を含む。)	特別児童扶養手当の額の改定の請求に対する却下の通知	4の4-22	400				
				省令20条1項(省令26条の2において準用する場合を含む。)	特別児童扶養手当証書の訂正及び返付	4の4-23	400				
				省令21条1項(省令26条の2において準用する場合を含む。)	特別児童扶養手当証書の再交付	4の4-24	400				
				省令22条1項	特別児童扶養手当証書の返付又は交付	4の4-25	400				
				省令22条2項	特別児童扶養手当の支給停止の通知	4の4-26	400				
				省令22条3項	特別児童扶養手当証書の提出の命令	4の4-27	-	4の4-26に含む			
				省令23条	未支払の手当の支払の通知	4の4-28	-	4の4-15に含む			
				省令24条1項(省令26条の2において準用する場合を含む。)	受給資格喪失の通知	4の4-29	-	4の4-13に含む			
				省令24条2項(省令26条の2において準用する場合を含む。)	特別児童扶養手当証書の提出の命令	4の4-30	-	"			
				省令28条1項	診断書等の添付を省略させる旨の決定	4の4-31	-	4の4-21に含む			
				省令28条3項	書類等の添付の省略等をさせる旨の決定	4の4-32	-	4の4-11に含む			
				省令28条5項	書類の添付を省略させる旨の決定	4の4-33	-	"			
				4の5		建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び法の施行のための規則	法5条1項(同条2項において準用する場合を含む。)	特定建築物の届出の受理	4の5-1	6,000	
							法5条3項	特定建築物の変更等の届出の受理	4の5-2	4,000	
							法11条1項	特定建築物所有者等からの報告の徴収又は特定建築物への立入検査若しくは関係者への質問	4の5-3	8,300	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等		整理番号	R5単価	備考			
条例	第2条・別表第1	4の5	(4)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び法の施行のための規則	法12条	特定建築物の所有者等に対する改善命令等	4の5-4	7,800		
			(5)		法13条2項	国の機関の長等への説明又は資料の提出の要求	4の5-5	15,200		
			(6)		法13条3項ただし書	国の機関の長等への通知及び改善の勧告	4の5-6	7,800		
		4の6	(1)		法12条の2 1項	建築物における清掃等を行う事業を営んでいる者の登録	4の6-1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
			(2)		法12条の4	登録の取り消し	4の6-2	2,100		
			(3)		法12条の5 1項	登録業者の業務に係る報告の徴収、立入検査又は質問	4の6-13	8,300		
	(4)			省令32条	登録証明書の交付	4の6-4	-			
	(5)		省令33条1項	登録業者の氏名等の変更又は登録に係る事業の廃止の届出の受理	4の6-5	2,100				
	規則	第2条	4	(1)		規則6条1項	登録業者の登録証明書の書換え交付	4の6-6	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用
				(2)		規則7条1項	登録業者の登録証明書の再交付	4の6-7	-	〃
(3)					規則7条3項	登録業者の登録証明書の返納の受理	4の6-8	1,500		
条例	第2条・別表第1	4の7	(1)		法41条1項本文	指定居宅サービス事業者の指定(指定の変更を含む。)	4の7-1	9,600		
			(2)		法53条1項本文	指定介護予防サービス事業者の指定	4の7-2	9,600		
			(3)		法70条の2 1項(法115条の11において準用する場合を含む。)	指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定の更新	4の7-3	5,900		
			(4)		法71条1項ただし書又は法72条1項ただし書(これらの規定を法115条の11において準用する場合を含む。)	指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の特例に係る病院等の別段の届出の受理	4の7-4	3,900		
			(5)		法75条1項又は2項	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理	4の7-5	3,900		
			(6)		法76条の2 1項	指定居宅サービス事業者に対する勧告	4の7-6	37,500		
			(7)		法76条の2 2項	指定居宅サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表	4の7-7	2,000		
			(8)		法76条の2 3項	指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令	4の7-8	15,100		
			(9)		法76条の2 4項	指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令の公示	4の7-9	2,000		
			(10)		法77条1項	指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止	4の7-10	61,800		
			(11)		法78条	指定居宅サービス事業者の指定等の公示	4の7-11	2,000		
			(12)		法115条の5 1項又は2項	指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理	4の7-12	3,900		
			(13)		法115条の8 1項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告	4の7-13	37,500		
			(14)		法115条の8 2項	指定介護予防サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表	4の7-14	2,000		
			(15)		法115条の8 3項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令	4の7-15	15,100		
			(16)		法115条の8 4項	指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令の公示	4の7-16	2,000		
			(17)		法115条の9 1項	指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止	4の7-17	61,800		
			(18)		法115条の10	指定介護予防サービス事業者の指定等の公示	4の7-18	2,000		
			(19)		法115条の35 6項	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止	4の7-19	24,400		
			(20)		指定居宅サービス等基準条例151条2項、171条2項、220条2項又は242条2項	耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定	4の7-20	-	4の7-1又は4の7-5に含む	
			(21)		指定介護予防サービス等基準条例133条2項、154条2項、206条2項又は230条2項	耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定	4の7-21	-	4の7-2又は4の7-12に含む	
4の8	(1)		介護保険法、北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び同条例の施行のための規則	法48条1項1号	指定介護老人福祉施設の指定	4の8-1	9,600			
	(2)			法86条の2 1項	指定介護老人福祉施設の指定の更新	4の8-2	5,900			
	(3)			法89条	指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更等の届出の受理	4の8-3	3,900			



特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考				
条例	第2条・別表第1	4の8 介護保険法、北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び同条例の施行のための規則	法91条の2 1項	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告	4の8-4	37,500			
			法91条の2 2項	指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わなかった旨の公表	4の8-5	2,000			
			法91条の2 3項	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令	4の8-6	15,100			
			法91条の2 4項	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令の公示	4の8-7	2,000			
			法92条1項	指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は指定の効力の停止	4の8-8	61,800			
			法93条	指定介護老人福祉施設の指定等の公示	4の8-9	2,000			
			法115条の35 6項	指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は指定の効力の停止	4の8-10	24,400			
		4の9	介護保険法、北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び条例の施行のための規則	法94条1項	介護老人保健施設の開設の許可	4の9-1	9,600		
				法94条2項	介護老人保健施設の変更の許可	4の9-2	5,900		
				法94条の2 1項	介護老人保健施設の開設許可の更新	4の9-3	5,900		
				法95条各項	介護老人保健施設の管理者の承認	4の9-4a	9,600		
						4の9-4b	9,600		
				法98条1項4号	介護老人保健施設に関して広告できる事項の許可	4の9-5	9,600		
				法99条各項	介護老人保健施設の開設者の住所の変更等の届出の受理	4の9-6	3,900		
				法101条	介護老人保健施設の設備の使用制限等の命令	4の9-7	37,500		
				法102条1項	介護老人保健施設の管理者の変更の命令	4の9-8	37,500		
				法103条1項	介護老人保健施設の開設者に対する勧告	4の9-9	37,500		
				法103条2項	介護老人保健施設の開設者が勧告に従わなかった旨の公表	4の9-10	2,000		
				法103条3項	介護老人保健施設の開設者に対する勧告に係る措置又は業務の停止の命令	4の9-11	15,100		
	法103条4項	介護老人保健施設の開設者に対する勧告に係る措置又は業務の停止の命令の公示		4の9-12	2,000				
	法104条1項	介護老人保健施設の開設許可の取消し又は許可の効力の停止		4の9-13	61,800				
	法104条の2	介護老人保健施設の開設の許可等の公示		4の9-14	2,000				
	法105条で準用する医療法9条2項	介護老人保健施設の開設者の死亡又は失踪の届出の受理		4の9-15	2,000				
	法105条で準用する医療法15条3項	エックス線装置の設置等の届出の受理		4の9-16	9,600				
	法105条で準用する医療法30条	弁明の機会の付与		4の9-17	24,400				
	法115条の35 6項	介護老人保健施設の許可の取消し又は許可の効力の停止		4の9-18	24,400				
	条例6条2項又は45条5項	耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物に係る認定	4の9-19	-	4の9-1又は4の9-2に含む				
	5	(1) 北海道胞衣及び産わい物処理条例及び条例の施行のための規則	条例3条	処理所の設置又は収集処理事業の経営等の許可	5-1	11,500			
			(2) (2以上の地域保健法5条1項の政令で定める市(以下この項において「政令市」という。)の所管区域にわたる収集処理事業又は保健所と政令市の所管区域にわたる収集処理事業に係るものを除く。)	条例5条1項	処理所設置者又は収集処理事業の経営者に係る報告の徴収又は立入検査	5-2	8,300		
				条例6条	処理所の設置若しくは収集処理事業の経営の許可の取消し又は処理所の使用若しくは収集処理事業の経営の停止の命令	5-3	36,500		
	規則	第2条	5	(1) 北海道胞衣及び産わい物処理条例施行規則	規則2条2項ただし書	管理人の変更の届出の受理	5-4.1	1,000	
				(2) 北海道胞衣及び産わい物処理条例施行規則	規則3条2項ただし書き	収集処理事業の使用処理所の所在地等の変更の届出の受理	5-4.2	1,000	
	条例	第2条・別表第1	6	(1) 北海道福祉のまちづくり条例(建築基準法97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町にあっては、当該市町の建築主事の確認対象となる建築物に係るものに限る。)	条例19条1項及び2項	公共的施設(建築物に限る。以下この項において同じ。)の新築(用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の届出及び変更の届出(以下この項において「届出」という。)の受理	8-1a	7,700	新築・1～3号
8-1b							4,000	新築・4号	
8-1c							4,000	変更・1～3号	
8-1d							2,100	変更・4号	
(2)	条例20条	届出をした者に対する必要な指導及び助言	8-2	-	8-1に含む				
(3)	条例21条	届出の指示	8-3	7,700					

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考		
条例	第2条・別表第1	(4)	条例24条1項及び2項	既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対する措置状況の報告の要求並びに必要な指導及び助言	8-4a	7,700	報告	
					8-4b	7,700	指導助言・1～3号	
					8-4c	4,000	指導助言・4号	
		(5)	北海道福祉のまちづくり条例 (建築基準法97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町にあっては、当該市町の建築主事の確認対象となる建築物に係るものに限る。)	条例26条	公共的施設の認定証の交付	8-5a	8,300	0㎡～
						8-5b	8,300	30㎡～
						8-5c	12,100	100㎡～
						8-5d	15,800	200㎡～
						8-5e	23,300	500㎡～
						8-5f	30,800	1,000㎡～
						8-5g	71,900	2,000㎡～
						8-5h	120,500	10,000㎡～
						8-5i	236,500	50,000㎡～
		条例	第2条・別表第1	1	中小企業等協同組合法及び中小企業等協同組合法施行規則 (事業協同組合(組合の地区が2以上の市町村の区域にわたるもの、法9条の2第7項に規定する特定共済組合及び法9条の6の2第3項に規定する責任共済等の事業を行うものを除く。)に係るものに限る。)	法9条の2の3 1項	組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	1-1
法9条の2の3 2項	組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取り消し					1-2	15,090	
法9条の6の2 1項	共済規程の認可					1-3	22,570	
法9条の6の2 4項	共済規程の変更又は廃止の認可					1-4	22,570	
法9条の7の5 1項において準用する保険業法305条1項	共済代理店に対する報告若しくは資料の提出の命令又は共済代理店の事務所への立入検査若しくは関係者への質問					1-5	30,050	
法9条の7の5 1項において準用する保険業法306条	共済代理店の業務運営の改善に必要な措置の命令					1-6	15,090	
法9条の7の5 1項において準用する保険業法307条1項	共済契約の募集の停止の命令					1-7	15,090	
法27条の2 1項	組合の設立の認可					1-8	22,570	
法35条の2	役員の名又は住所の変更の届出の受理					1-9	1,890	
法48条(法42条8項及び69条において準用する場合を含む。)	臨時総会の招集の承認					1-10	15,090	
法51条2項	定款の変更の認可					1-11	15,090	
法57条の5ただし書	余裕金の運用の認可					1-12	22,570	
法58条の7 2項	共済計理人からの意見書の写しの受理					1-13	1,890	
法58条の7 3項	共済計理人に対する説明又は意見の要求					1-14	15,090	
法58条の8	共済計理人の解任の命令					1-15	15,090	
法62条2項	解散の届出の受理					1-16	1,890	
法66条1項	合併の認可					1-17	22,570	
法96条5項	解散の登記の嘱託					1-18	22,570	
法104条1項及び2項	組合の業務等に係る不服の申出の受理及び必要な措置					1-19	22,570	
法105条1項及び2項	組合の検査の請求の受理及び組合の検査					1-20	45,010	
法105条の2 1項	決算関係書類の受理					1-21	1,890	
法105条の2 2項	決算関係書類の受理					1-22	1,890	
法105条の3 1項	組合の一般的状況に関する報告の徴収					1-23	15,090	
法105条の3 2項	組合の業務又は会計に関する報告の徴収					1-24	15,090	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考						
条例	第2条・別表第1	1	(25)	法105条の3 3項	共済事業を行う組合に対する報告又は資料の提出の要求	1-25	15,090				
			(26)	法105条の3 4項	共済事業を行う組合の子法人等又は共済代理店に対する報告又は資料の提出の要求	1-26	15,090				
			(27)	法105条の4 1項	組合の業務又は会計の状況の検査	1-27	30,050				
			(28)	法105条の4 2項	共済事業を行う組合の事務所等への立入り、質問又は検査	1-28	30,050				
			(29)	法105条の4 4項	共済事業を行う組合の子法人等又は共済代理店の施設への立入り、質問又は検査	1-29	30,050				
			(30)	中小企業等協同組合法及び中小企業等協同組合法施行規則	法106条1項	法令の違反等に対し組合が必要な措置を採るべき旨の命令	1-30	15,090			
			(31)	(事業協同組合(組合の地区が2以上の市町村の区域にわたるもの、法9条の2第7項に規定する特定共済組合及び法9条の6の2第3項に規定する責任共済等の事業を行うものを除く。)に係るものに限る。)	法106条2項	組合の解散の命令	1-31	15,090			
			(32)		法106条3項	組合の解散を命ずる旨の官報への掲載	1-32	15,090			
			(33)		法106条の2 1項	共済事業を行う組合の定款等に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更の命令	1-33	15,090			
			(34)		法106条の2 2項	共済事業を行う組合の改善計画の提出の要求若しくは改善計画の変更の命令又は業務の停止の命令若しくは財産の供託その他監督上必要な措置の命令	1-34	15,090			
			(35)		法106条の2 4項	共済規程の認可の取消し	1-35	15,090			
			(36)		法106条の2 5項	共済事業を行う組合の業務の停止若しくは役員解任の命令又は共済規程の認可の取消し	1-36	15,090			
			(37)		法106条の3	共済事業を行う組合等からの届出の受理	1-37	1,890			
			(38)		省令169条2項	説明書類の縦覧の開始の延期の承認	1-38	15,090			
			(39)		省令187条3項	決算関係書類の提出の延期の承認	1-39	15,090			
			条例	第2条・別表第1	1の2	(1)	法3条	火薬類の製造の業の許可	1の2-1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用
						(2)	法5条	火薬類の販売の業の許可	1の2-2	-	〃
						(3)	法8条	火薬類の製造又は販売の業の許可の取消し	1の2-3	-	単価未設定
						(4)	法9条3項	製造業者の製造施設の修理等の命令	1の2-4	-	〃
(5)	法10条1項	製造施設等の変更の許可				1の2-5	7,740				
(6)	法10条2項	製造施設の位置等の軽微な変更の届出の受理				1の2-6	5,870				
(7)	法11条3項	火薬類の貯蔵に関する技術上の基準への適合命令				1の2-7	7,740				
(8)	火薬類取締法、火薬類取締法施行令、火薬類取締法施行規則	法12条1項				火薬庫の設置等の許可	1の2-8	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用		
(9)	((1)、(3)から(6)まで、(13)から(16)まで、(29)から(32)まで、(34)から(36)まで、(38)から(42)まで、(45)、(47)から(49)まで及び(56)に掲げる事務並びに(60)に掲げる事務(省令81条の14の表1号及び2号に係るものに限る。)であって製造の業に係るものにあつては、政令16条1項1号に規定する製造所に係る事務に限る。)	法12条2項				火薬庫の構造又は設備の軽微な変更の届出の受理	1の2-9	2,130			
(10)		法12条の2 2項				火薬庫の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理	1の2-10	4,000			
(11)		法13条ただし書				やむを得ない場合の火薬庫の所有等の許可	1の2-11	7,740			
(12)		法14条2項				火薬庫の構造等に関する技術上の基準への適合命令	1の2-12	7,740			
(13)		法15条1項				火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査及び同項ただし書の規定による指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理	1の2-13	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用		
(14)		法15条2項				火薬類の製造施設の位置等の変更に係る完成検査及び同項第1号の規定による指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理	1の2-14	-	〃		
(15)		法15条3項				指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理	1の2-15	-	単価未設定		
(16)		法16条1項				営業の全部又は一部の廃止の届出の受理	1の2-16	2,130			
(17)		法16条2項				火薬庫の用途の廃止の届出の受理	1の2-17	2,130			
(18)		法17条1項				火薬類の譲渡又は譲受の許可	1の2-18	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用		
(19)		法17条3項				火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消し	1の2-19	-	単価未設定		
(20)		法17条4項				譲渡許可証等の交付	1の2-20	-	1の2-18に含む		
(21)		法17条6項				譲渡許可証等の有効期間の決定	1の2-21	-	〃		

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考				
特例条例	第2条・別表第1	1の2	(22)	法17条7項	譲渡許可証等の書換え	1の2-22	4,000		
			(23)	法17条8項	譲渡許可証等の再交付	1の2-23	4,000		
			(24)	法24条1項	火薬類の輸入の許可	1の2-24	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
			(25)	法24条3項	火薬類の輸入の届出の受理	1の2-25	4,000		
			(26)	法25条1項	火薬類の消費の許可	1の2-26a	-	煙火のみ 要綱第4条第2項ただし書後段適用	
						1の2-26b	2,130	煙火以外	
			(27)	法25条3項	火薬類の消費の許可の取消し	1の2-27	-	単価未設定	
			(28)	法27条1項	火薬類の廃棄の許可	1の2-28	4,000		
			(29)	法28条1項	危害予防規程の制定又は変更の認可	1の2-29	3,252		
			(30)	法28条2項	危害予防規程の変更の届出の受理	1の2-30	3,252		
			(31)	法28条4項	危害予防規程の変更の命令	1の2-31	3,252		
			(32)	法29条1項(同条5項において準用する場合を含む。)	保安教育計画の認可及び変更の認可	1の2-32	4,000		
			(33)	法29条4項	保安教育計画を定めるべき者の指定	1の2-33	4,000		
			(34)	法30条3項	製造保安責任者等の選任又は解任の届出の受理	1の2-34	2,130		
			(35)	法33条2項	製造保安責任者又は取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理	1の2-35	2,130		
			(36)	火薬類取締法、火薬類取締法施行令、火薬類取締法施行規則	法34条1項	製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者の解任の命令	1の2-36	4,000	
			(37)		法34条2項	取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任の命令	1の2-37	4,000	
			(38)	((1)、(3)から(6)まで、(13)から(16)まで、(29)から(32)まで、(34)から(36)まで、(38)から(42)まで、(45)、(47)から(49)まで及び(56)に掲げる事務並びに(60)に掲げる事務(省令81条の14の表1号及び2号に係るものに限る。)であつて製造の業に係るものにあつては、政令16条1項1号に規定する製造所に係る事務に限る。)	法35条1項	特定施設等の保安検査及び同項第1号の規定による指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出の受理	1の2-38	11,480	
			(39)		法35条3項	指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理	1の2-39	-	単価未設定
			(40)		法35条の2 2項	定期自主検査の計画の届出及び変更の届出の受理	1の2-40	2,130	
			(41)		法35条の2 3項	定期自主検査の終了の報告の受理	1の2-41	2,130	
			(42)		法35条の2 4項	定期自主検査への立合い	1の2-42	4,570	
			(43)		法36条1項	火薬類の安定度試験の結果の報告の受理	1の2-43	2,130	
			(44)		法36条2項	火薬類の安定度試験の実施の命令	1の2-44	4,000	
			(45)		法42条	製造業者等に対する事業等に関する報告の徴収	1の2-45	4,000	
			(46)		法43条1項	製造業者の製造所等に係る立入検査、質問又は収去	1の2-46	12,050	
			(47)		法44条	製造又は販売の業の許可の取消し又は事業の停止の命令	1の2-47	-	単価未設定
			(48)	法45条	災害の発生の防止等のための緊急措置の命令等	1の2-48a	12,050	使用の一時停止の命令	
						1の2-48b	12,050	製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄の一時禁止	
						1の2-48c	-	単価未設定 火薬庫の所在場所の変更又はその廃棄の命令	
						1の2-48d	-	単価未設定 火薬庫の収去の命令	
			(49)	法45条3の10 1項及び2項	検査記録の届出の受理	1の2-49	-	1の2-46に含む	
			(50)	法46条2項	災害発生の日時等の報告の徴収	1の2-50	8,310		
			(51)	法52条1項	都道府県公安委員会の意見の聴取	1の2-51	-	1の2-18又は1の2-26に含む	
			(52)	法52条2項	都道府県公安委員会等への通報	1の2-52	-	1の2-1~3又は1の2-16に含む	
			(53)	法52条4項	都道府県公安委員会等からの要請の受理	1の2-53	-	1の2-18又は1の2-26に含む	
			(54)	法52条5項	警察官からの通報の受理	1の2-54	-	1の2-55に含む	
			(55)	法52条6項	経済産業大臣への報告	1の2-55	7,740		

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
条例	第2条 別表第1	1の2	(56) 火薬類取締法、火薬類取締法施行令、火薬類取締法施行規則	法54条1項	事業の停止の命令に係る聴聞	1の2-56	-	単価未設定	
			(57) ((1)、(3)から(6)まで、(13)から(16)まで、(29)から(32)まで、(34)から(36)まで、(38)から(42)まで、(45)、(47)から(49)まで及び(56)に掲げる事務並びに(60)に掲げる事務(省令81条の14の表1号及び2号に係るものに限る。)であって製造の業に係るものにあつては、政令16条1項1号に規定する製造所に係る事務に限る。)	政令2条	譲渡許可証等の返納の受理	1の2-57	-	1の2-18に含む	
			(58)	省令41条2項	完成検査証の交付	1の2-58	-	1の2-13又は1の2-14に含む	
			(59)	省令44条の2 4項	保安検査証の交付	1の2-59	-	1の2-39に含む	
			(60)	省令81条の14	報告書(同条の表第1号、第2号、第4号、第5号、第8号、第9号及び第12号に掲げるものに限る。)又は届出書(同表第7号、第10号、第11号、第14号及び第15号に掲げるものに限る。)の受理	1の2-60	-	1の2-46に含む	
規則	第2条	1	火薬類取締法施行細則	(1) 規則6条の2 2項	廃止届の受理	1の2-61.1	-	1の2-16に含む	
				(2) 規則8条2項	火薬庫外貯蔵場所指示書の交付	1の2-61.2	-	1の2-7に含む	
				(3) 規則17条1項	消費許可証の交付	1の2-61.3	-	1の2-26a又は1の2-26bに含む	
				(4) 規則21条	廃棄許可証の交付	1の2-61.4	-	1の2-28に含む	
				(5) 規則24条	指定書の交付	1の2-61.5	-	1の2-32に含む	
条例	第2条 別表第1	1の3	採石法	(1) 法33条	岩石の採取計画の認可	1の3-1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
				(2) 法33条の5 1項	岩石の採取計画の変更の認可	1の3-2	-	〃	
				(3) 法33条の5 2項	岩石の採取計画の軽微な変更の届出の受理	1の3-3	2,878		
				(4) 法33条の5 4項	氏名等の変更の届出の受理	1の3-4	2,878		
				(5) 法33条の9	認可採取計画の変更の命令	1の3-5	4,000		
				(6) 法33条の10	岩石の採取の休止又は廃止の届出の受理	1の3-6	3,448		
				(7) 法33条の12	認可の取消し又は岩石の採取の停止の命令	1の3-7	4,000		
				(8) (岩石の採取計画が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	法33条の13 1項又は2項	災害の防止のための必要な措置等の命令(法32条の規定に違反して採石業を行った者に対する命令を除く。)	1の3-8a	7,740	災害の防止のための緊急措置命令
							1の3-8b	4,000	違反者に対する措置命令
				(9) 法33条の17	災害の防止のため必要な設備をすることの命令	1の3-9	-	単価未設定	
				(10) 法34条の4 1項	岩石の採取の停止の命令に係る聴聞	1の3-10	-	〃	
				(11) 法34条の6	災害の防止等のために必要な指導及び助言	1の3-11	-	〃	
				(12) 法42条1項	採石業者の業務の状況に関する報告の徴収又は岩石採取場等に係る立入検査	1の3-12a	3,252	報告の徴収	
		1の3-12b	13,181			立入検査			
		(13) 法42条の2	国又は地方公共団体との協議	1の3-13	-	単価未設定			
		2の2	武器等製造法	(1) 法17条1項	猟銃等の製造の事業の許可	2の2-1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
				(2) 法17条2項において準用する法5条2項	許可の基準に適合していない旨の通知	2の2-2	-	単価未設定	
				(3) 法18条ただし書	猟銃等の試験的な製造の許可	2の2-3	4,000		
				(4) 法19条1項	猟銃等の販売の事業の許可	2の2-4	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
				(5) 法19条2項において準用する法5条2項	許可の基準に適合していない旨の通知	2の2-5	-	単価未設定	
				(6) 法20条において準用する法6条	猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消し	2の2-6	-	〃	
(7) 法20条において準用する法7条2項	猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の地位の承継の届出の受理			2の2-7	4,000				
(8) 法20条において準用する法8条1項	製造又は販売をする猟銃等の種類の変更の許可			2の2-8	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用			
(9) 法20条において準用する法8条2項において準用する法5条2項	許可の基準に適合していない旨の通知			2の2-9	-	単価未設定			
(10) 法20条において準用する法9条3項	猟銃等の保管のための設備の修理又は改造の命令			2の2-10	-	〃			
(11) 法20条において準用する法12条1項	工場若しくは事業場又は店舗の移転の許可			2の2-11	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用			

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等		整理番号	R5単価	備考	
条例	第2条 別表第1	2の2	武器等製造法	法20条において準用する法12条2項において準用する法5条2項	許可の基準に適合していない旨の通知	2の2-12	-	単価未設定
				法20条において準用する法13条	猟銃等の製造又は販売の事業の廃止の届出の受理	2の2-13	4,000	
				法20条において準用する法15条	猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消し又は停止の命令	2の2-14	-	単価未設定
				法24条	猟銃等製造業者又は猟銃等販売業者の業務に関する報告の徴収	2の2-15	4,000	
				法25条1項	猟銃等製造業者又は猟銃等販売業者の工場等に係る立入検査又は質問	2の2-16	8,310	
				法28条1項	都道府県公安委員会等への通報((1)、(3)、(4)、(6)から(8)まで、(11)及び(13)に掲げる事務並びに(14)に掲げる事務(事業の停止の命令を除く。)に係るものに限る。)	2の2-17	-	2の2-1、2の2-3、2の2-4、2の2-6、2の2-7、2の2-8、2の2-11、2の2-13及び2の2-14を含む
				法28条2項	警察官又は海上保安官からの通報の受理	2の2-18	-	単価未設定
				規則	第2条	2	武器等製造法施行細則	規則4条の2
条例	第2条 別表第1	2の3	中小企業団体の組織に関する法律及び中小企業団体の組織に関する法律施行規則((1)から(22)まで、(25)及び(26)までに掲げる事務にあつては一の市町村の区域内のみ事務所を設置している協業組合、(23)及び(24)に掲げる事務にあつては事業協同組合(組合の地区が2以上の市町村の区域にわたるもの、中小企業等協同組合法(以下この項において「協同組合法」という。)第9条の2第7項に規定する特定共済組合及び協同組合法9条の6の2第3項に規定する責任共済等の事業を行うものを除く。)に係るものに限る。)	法5条の7 2項	組合の事業の転換の認可	2の3-1	15,090	
				法5条の17 1項	組合の設立の認可	2の3-2	22,570	
				法5条の22	公正取引委員会の請求の受理	2の3-3	1,890	
				法5条の23 3項において準用する協同組合法35条の2	役員の名又は住所の変更の届出の受理	2の3-4	1,890	
				法5条の23 3項において準用する協同組合法48条	臨時総会の招集の承認	2の3-5	15,090	
				法5条の23 3項において準用する協同組合法51条2項	定款の変更の認可	2の3-6	15,090	
				法5条の23 3項において準用する協同組合法57条の5ただし書	余裕金の運用の認可	2の3-7	22,570	
				法5条の23 4項において準用する協同組合法62条2項	解散の届出の受理	2の3-8	1,890	
				法5条の23 4項において準用する協同組合法66条1項	合併の認可	2の3-9	22,570	
				法5条の23 4項において準用する協同組合法69条において準用する協同組合法48条	臨時総会の招集の承認	2の3-10	15,090	
				法5条の23 5項において準用する協同組合法96条5項	解散の登記の嘱託	2の3-11	22,570	
				法5条の23 6項において準用する協同組合法104条1項及び2項	組合の業務等に係る不服の申出の受理及び必要な措置	2の3-12	22,570	
				法5条の23 6項において準用する協同組合法105条1項及び2項	組合の検査の請求の受理及び組合の検査	2の3-13	45,010	
				法5条の23 6項において準用する協同組合法105条の2第1項	決算関係書類の受理	2の3-14	1,890	
				法5条の23 6項において準用する協同組合法105条の3第1項	組合の一般的状況に関する報告の徴収	2の3-15	15,090	
				法5条の23 6項において準用する協同組合法105条の3第2項	組合の業務又は会計に関する報告の徴収	2の3-16	15,090	
				法5条の23 6項において準用する協同組合法105条の4第1項	組合の業務又は会計の状況の検査	2の3-17	30,050	
				法5条の23 6項において準用する協同組合法106条1項	法令の違反等に対し組合が必要な措置を採るべき旨の命令	2の3-18	15,090	
				法5条の23 6項において準用する協同組合法106条2項	組合の解散の命令	2の3-19	15,090	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
特例条例	2の3	(20) 中小企業団体の組織に関する法律及び中小企業団体の組織に関する法律施行規則	法5条の23 6項において準用する協同組合法106条3項	組合の解散を命ずる旨の官報への掲載	2の3-20	15,090		
		(21) ((1)から(22)まで、(25)及び(26)までに掲げる事務にあつては一の市町村の区域内のみ事務所を設置している協業組合、(23)及び(24)に掲げる事務にあつては事業協同組合(組合の地区が2以上の市町村の区域にわたるもの、中小企業等協同組合法(以下この項において「協同組合法」という。)第9条の2第7項に規定する特定共済組合及び協同組合法9条の6の2第3項に規定する責任共済等の事業を行うものを除く。)に係るものに限る。)	法95条4項	組織変更の認可	2の3-21	22,570		
		(22)	法95条7項	組織変更の届出の受理	2の3-22	1,890		
		(23)	法96条5項	組織変更の認可	2の3-23	22,570		
		(24)	法97条2項において準用する法96条8項	組織変更の届出の受理	2の3-24	1,890		
		(25)	法100条の11	組織変更の届出の受理	2の3-25	1,890		
		(26)	省令90条2項	決算関係書類の提出の延期の承認	2の3-26	15,090		
	2の4	(1)	法2条1項	従業者以外の者による購買会事業の利用の禁止	2の5-1	-	単価未設定	
		(2)	法2条2項	購買会事業を行う者に対する措置の命令	2の5-2	-	〃	
		(3)	小売商業調整特別措置法、小売商業調整特別措置法施行令及び小売商業調整特別措置法施行規則	法14条の2 1項	調査の申出の受理	2の5-3	-	〃
		(4)		法14条の2 2項	申出に係る事項についての調査及びその結果の通知	2の5-4	-	〃
		(5)	(購買会事業を行う場所又は紛争(法15条4号の小売市場に係るものを除く。)に係る事業所若しくは事務所が一の市町村の区域内に所在する場合に係るものに限る。)	法15条	中小小売商に係る紛争に関するあっせん又は調停	2の5-5	-	〃
		(6)		法16条2項	調停員の委嘱	2の5-6	-	〃
		(7)		法16条4項	調停案の公表	2の5-7	-	〃
		(8)		法16条の2 1項	調整勧告の申出の受理	2の5-8	-	〃
		(9)		法16条の2 2項	調整勧告の申出に係る大企業者への通知	2の5-9	-	〃
	2の4	(10)		法16条の3 1項	大企業者に対する調整勧告	2の5-10	-	〃
		(11)		法16条の3 3項	中小小売商団体等の意見の聴取	2の5-11	-	〃
		(12)		法16条の3 4項(法16条の4 2項で準用する場合を含む。)	大企業者が勧告に従わなかった旨の公表	2の5-12	-	〃
		(13)		法16条の3 5項	調整勧告に係る中小小売商団体への通知	2の5-13	-	〃
		(14)		法16条の4 1項	大企業者に対する一時停止の勧告	2の5-14	-	〃
		(15)		法16条の5 1項	大企業者に対する調整勧告に係る措置の命令	2の5-15	-	〃
		(16)	小売商業調整特別措置法、小売商業調整特別措置法施行令及び小売商業調整特別措置法施行規則	法16条の5 2項	中小小売商団体等の意見の聴取	2の5-16	-	〃
		(17)	(購買会事業を行う場所又は紛争(法15条4号の小売市場に係るものを除く。)に係る事業所若しくは事務所が一の市町村の区域内に所在する場合に係るものに限る。)	法16条の6 1項	調整措置に係る申出	2の5-17	-	〃
		(18)		法17条	紛争の解決のための勧告	2の5-18	-	〃
		(19)		法18条1項	紛争の解決のための勧告に係る申出	2の5-19	-	〃
		(20)		法19条1項	報告の徴収又は立入検査(購買会事業を行う者に係るものに限る。)	2の5-20	-	〃
		(21)		法19条2項	大企業者からの報告の徴収	2の5-21	-	〃
	(22)		政令6条1項	議長の指名	2の5-22	-	〃	
	(23)		政令9条2項	調停書の受理	2の5-23	-	〃	
	(24)		政令10条	調停が成立する見込がない旨の報告の受理	2の5-24	-	〃	
	(25)		省令3条1項	購買会事業を行う者等の意見の聴取	2の5-25	-	〃	
	(26)		省令3条2項	事案の要旨等の公示	2の5-26	-	〃	
3	(1)		法23条1項	商工会の設立の認可	3-1	22,570		
	(2)	商工会法(商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	法24条(法44条4項(法48条5項において準用する場合を含む。)、52条の2 第5項及び54条4項において準用する場合を含む。)	認可又は不認可の通知	3-2	-	3-1に含む	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考		
特例条例	第2条 別表第1	3	商工会法 (商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	法42条5項(法48条5項において準用する場合を含む。)	臨時総会の招集の承認	3-3	15,090	
				法44条2項(法48条5項において準用する場合を含む。)	定款の変更の認可	3-4	15,090	
				法49条	決算関係書類の受理	3-5	1,890	
				法50条1項	商工会の業務に係る報告の徴収又は立入検査	3-6a	3,870	報告
						3-6b	45,010	立入検査
				法51条1項	警告又は業務の一部停止若しくは設立の認可の取消し	3-7	15,090	
				法51条2項	警告又は設立の認可の取消し	3-8	15,090	
				法51条3項又は4項	勧告又は設立の認可の取消し	3-9	15,090	
				法52条2項	解散の届出の受理	3-10	1,890	
				法52条の2 2項	商工会の合併の認可	3-11	15,090	
				法53条	清算人の選任	3-12	7,610	
				法54条1項又は2項	財産処分の方法の認可	3-13	15,090	
				法54条の3	清算終了の届出の受理	3-14	1,890	
				3の2	電気用品安全法、電気用品安全法施行令及び電気用品安全法施行規則	法45条1項	電気用品の販売の事業(自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。以下この項において同じ。)を行う者の業務に関する報告の徴収	3の2-1
	法46条1項	電気用品の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入検査又は質問	3の2-2			6,440		
	法46条の2 1項	電気用品の提出の命令	3の2-3			-	単価未設定	
	法46条の2 2項	損失の補償	3の2-4			-	〃	
	政令5条2項	経済産業大臣への報告	3の2-5			2,155		
	省令47条2項	経済産業大臣への報告書の提出	3の2-6			2,155		
	4	砂利採取法、北海道砂利採取計画の認可に関する条例 (砂利採取場の区域が2以上の市町村の区域にわたるもの及び砂利採取場の区域の全部又は一部が法16条に規定する河川区域等の区域内にあるものを除く。)	法16条	砂利の採取計画の認可	4の2-1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用	
			法20条1項	砂利の採取計画の変更の認可	4の2-2	-	〃	
			法20条2項	砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理	4の2-3	3,252		
			法20条3項	氏名等の変更の届出の受理	4の2-4	3,252		
			法22条	認可採取計画の変更の命令	4の2-5	19,334		
			法23条1項又は2項	災害の防止のための必要な措置等の命令(法3条の規定に違反して砂利採取業を行った者に対する命令を除く。)	4の2-6a	18,212	災害の防止のための緊急措置命令	
					4の2-6b	19,334	違反者に対する措置命令	
			法24条	砂利の採取の廃止の届出の受理	4の2-7	9,432		
			法26条	認可の取消し又は砂利の採取の停止の命令	4の2-8	19,334		
			法31条1項	砂利の採取計画の認可(変更の認可を含む。)の条件の付与	4の2-9	-	単価未設定	
			法33条	砂利採取業を行う者に対する業務に関する報告の徴収(砂利採取業者の登録に係るものを除く。)	4の2-10	2,130		
			法34条2項	砂利採取業を行う者の事務所等に係る立入検査又は質問(砂利採取業者の登録に係るものを除く。)	4の2-11	9,254		
			法38条1項	砂利の採取の停止の命令に係る聴聞	4の2-12	-	単価未設定	
			法43条	国又は地方公共団体との協議	4の2-13	-	〃	
			条例2条1項	砂利の採取計画の概要に係る協議	4の2-14a	8,114	認可に係るもの	
					4の2-14b	6,992	変更認可に係るもの	
			条例2条1項ただし書	協議を要しない旨の認定	4の2-15	-	単価未設定	
			条例2条4項	災害の防止上周知が必要である旨の認定	4の2-16	-	〃	
	条例2条6項	周知又は協議の結果の報告の受理	4の2-17	4,374				
	条例3条3号	災害の防止のための措置を講ずる必要がある旨の認定	4の2-18	-	単価未設定			



特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
条例	第2条 別表第1	4	(19) 砂利採取法、北海道砂利採取計画の認可に関する条例（砂利採取場の区域が2以上の市町村の区域にわたるもの及び砂利採取場の区域の全部又は一部が法16条に規定する河川区域等の区域内にあるものを除く。）	条例6条	災害の防止上保証措置が必要である旨の認定	4の2-19	-	〃	
			(20)	条例7条2項	技術的細目の策定	4の2-20	-	〃	
			(21)	条例7条3項	砂利の採取に関し専門的知識を有する者の意見の聴取	4の2-21	-	〃	
規則	第2条	3	北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則	(1)	2条2項	災害の防止のための措置の通知	4の2-22.1	6,992	
				(2)	3条3項	災害の防止のための措置の認定	4の2-22.2	-	単価未設定
				(3)	5条1項3号	適正な保証措置の認定	4の2-22.3	-	〃
条例	第2条 別表第1	5	電気工事業の業務の適正化に関する法律及び電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則 （(1)から(18)まで及び(21)から(30)までに掲げる事務にあつては、一の市町村の区域内にのみ営業所を設置して電気工事業を営もうとする者に係るものに限る。）	(1)	法3条1項	電気工事業を営もうとする者の登録	5-1	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用
				(2)	法3条3項	登録電気工事業者の更新の登録	5-2	-	〃
				(3)	法5条（法10条3項において準用する場合を含む。）	登録電気工事業者登録簿への登録	5-3	-	5-1に含む
				(4)	法6条2項（法10条3項において準用する場合を含む。）	登録の拒否の通知	5-4	-	単価未設定
				(5)	法7条1項	登録電気工事業者の登録証の交付	5-5	-	5-1に含む
				(6)	法8条3項	登録行政庁の変更の届出の受理	5-6	2,130	
				(7)	法9条3項	登録電気工事業者の地位の承継の届出の受理	5-7	2,130	
				(8)	法10条1項（法17条の2 4項において準用する場合を含む。）	電気工事業者の氏名等の変更の届出の受理	5-8	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用
				(9)	法11条（法17条の2 4項において準用する場合を含む。）	電気工事業の廃止の届出の受理	5-9	2,130	
				(10)	法12条	登録電気工事業者の登録証の再交付	5-10	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用
				(11)	法14条	登録電気工事業者の登録の消除	5-11	-	単価未設定
				(12)	法15条	登録電気工事業者の登録証の返納の受理	5-12	2,130	
				(13)	法16条	登録電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧	5-13	-	要綱第4条第2項ただし書後段適用
				(14)	法17条2項	電気工事の施工の差止め命令	5-14	-	単価未設定
				(15)	法17条の2 1項	自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知の受理	5-15	2,130	
				(16)	法17条の2 3項	通知電気工事業者からの通知の受理	5-16	-	単価未設定
				(17)	法17条の3	自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の延期等の勧告	5-17	-	〃
				(18)	法27条1項	危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令	5-18	-	〃
				(19)	法27条2項	危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令	5-19	-	〃
				(20)	法27条3項	危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令に係る通知	5-20	-	〃
				(21)	法28条1項	登録電気工事業者の登録の取消し又は事業の停止の命令	5-21	-	〃
				(22)	法28条2項	通知電気工事業者の事業の停止の命令	5-22	-	〃
				(23)	法28条3項	登録電気工事業者の登録の取消し等に係る通知	5-23	-	〃
				(24)	法29条1項	電気工事業を営む者の業務に関する報告の徴収又は営業所等に係る立入検査若しくは質問	5-24	6,440	
				(25)	法30条1項	電気工事業者の事業の停止の命令に係る聴聞	5-25	-	単価未設定
				(26)	法33条	苦情の処理のあっせん等	5-26	-	〃
				(27)	法34条4項	建設業者が電気工事業を開始した旨等の届出	5-27	2,130	
				(28)	法34条5項	建設業者が自家用電気工事のみに係る電気工事業を開始した旨等の通知	5-28	2,130	
				(29)	省令6条2項	登録電気工事業者の登録証の訂正	5-29	-	5-8に含む
				(30)	省令9条3項	登録電気工事業者の登録証の受理	5-30	-	5-10に含む
6	(1)	石油パイプライン事業法	法34条1項	他人の土地への立入りの許可	6-1	-	単価未設定		
	(2)	法34条2項	通知及び意見書の提出の機会の付与	6-2	-	〃			

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考		
条例	7	中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行令	法4条1項	商店街整備計画の認定	7-1	-	〃
			法4条2項	店舗集団化計画の認定	7-2	-	〃
			法4条3項	共同店舗等整備計画の認定	7-3	-	〃
			法4条6項	商店街整備等支援計画の認定	7-4	-	〃
			法4条8項(政令9条3項において準用する場合を含む。)	協議	7-5	-	〃
			法13条1項	高度化事業の実施状況の報告の徴収	7-6	-	〃
			政令9条1項	高度化事業計画の変更の認定	7-7	-	〃
			政令9条2項	高度化事業計画の認定の取消し	7-8	-	〃
	8	大規模小売店舗立地法及び大規模小売店舗立地法施行規則	法5条1項	大規模小売店舗の新設の届出の受理	8-1	187,120	
			法5条3項(法6条3項、8条8項及び9条5項において準用する場合を含む。)	大規模小売店舗の名称等の公告及び届出等の縦覧	8-2	15,080	
			法6条1項又は2項	大規模小売店舗の新設に係る届出事項の変更の届出の受理	8-3a	3,860	1項に係るもの
					8-3b	82,400	2項に係るもの
			法6条5項	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出の受理	8-4	3,860	
			法6条6項	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出の公告	8-5	3,860	
			法8条2項	意見を有する者からの意見書の受理	8-6	22,560	
			法8条3項	意見を有する者からの意見の概要の公告及び縦覧	8-7	22,560	
			法8条4項	意見の陳述又は意見を有しない旨の通知	8-8a	142,140	意見の陳述
					8-8b	108,580	意見を有しない旨の通知
			法8条6項	意見の概要の公告及び縦覧	8-9	22,560	
			法8条7項	届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知の受理	8-10	131,020	
			法9条1項	必要な措置をとるべきことの勧告	8-11	-	単価未設定
			法9条3項	勧告の内容の公告	8-12	-	〃
			法9条4項	必要な変更に係る届出の受理	8-13	-	〃
			法9条7項	勧告に係る届出をした者が勧告に従わないときの公表	8-14	-	〃
			法11条3項	大規模小売店舗の新設の届出をした者等の地位の承継の届出の受理	8-15	3,860	
			法12条	関係行政機関等に対する協力の要請((1)から(15)まで及び(17)から(30)までに掲げる事務に係るものに限る。)	8-16	-	単価未設定
			法14条1項	大規模小売店舗を設置する者からの報告の徴収	8-17	-	単価未設定
			法14条2項	大規模小売店舗において小売業を行う者からの報告の徴収	8-18	-	〃
	法附則5条1項(同条3項において準用する場合を含む。)	大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理	8-19	131,020			
	省令5条	公告の方法の認定	8-20	-	単価未設定		
省令8条	軽微な変更の認定	8-21	-	〃			
省令10条	公告の方法の認定	8-22	-	〃			
省令11条1項ただし書	説明会の回数の指定	8-23	-	〃			
省令11条2項	説明会を開催する必要がない旨の認定	8-24	-	〃			
省令12条3号	公告の方法の認定	8-25	-	〃			
省令13条1項	説明会開催者の責めに帰することができない事由の認定	8-26	-	〃			
省令13条2項3号	届出等の内容を周知させるための方法の認定	8-27	-	〃			

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
特例条例	8	(28)	省令14条	公告の方法の認定	8-28	-	単価未設定	
		(29)	大規模小売店舗立地法及び大規模小売店舗立地法施行規則	省令15条	公告の方法の認定	8-29	-	〃
		(30)		省令17条	公告の方法の認定	8-30	-	〃
	1	牧野法 (牧野の区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	(1)	法9条1項	牧野の改良及び保全の指示	1-1	-	単価未設定
			(2)	法10条2項	牧野の改良及び保全の指示の変更	1-2	-	〃
			(3)	法11条2項	保護牧野の用途廃止の届出の受理	1-3	-	〃
			(4)	法12条1項	保護牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施状況の検査	1-4	-	〃
			(5)	法13条1項	保護牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施が完了した旨の届出の受理	1-5	-	〃
			(6)	法13条2項	保護牧野の改良及び保全の指示に係る措置の実施が完了した旨の公示	1-6	-	〃
			(7)	法14条	損失の補償	1-7	-	〃
			(8)	法18条	害虫の駆除等の措置を採るべき旨の指示	1-8	-	〃
			(9)	法19条	牧野又はその施設に関する報告の徴収((1)から(8)までに掲げる事務に係るものに限る。)	1-9	-	〃
	2	農地法 (許可に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	(1)	法4条1項	農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。)	2-1	7,740	
			(2)	法4条8項及び9項	国又は都道府県等との協議及び農業委員会の意見の聴取(同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。)	2-2	7,740	
			(3)	法5条1項	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可(同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法3条1項本文に掲げる権利を取得する場合を除く。)	2-3	7,740	
			(4)	法5条4項及び同条5項において準用する法4条9項	国又は都道府県等との協議及び農業委員会の意見の聴取(同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法3条1項本文に掲げる権利を取得する場合を除く。)	2-4	7,740	
			(5)	法49条1項	処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転((1)から(4)まで及び(9)から(11)までに掲げる事務に係るものに限る。)	2-5	-	2-1、2-2、2-3及び2-4に含む
			(6)	法49条3項	占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示((5)に掲げる事務に係るものに限る。)	2-6	-	〃
			(7)	法49条5項	損失の補償((5)に掲げる事務に係るもの((9)及び(10)に掲げる事務に係るもの)にあつては、(1)から(4)までに掲げる事務に係るものに限る。)	2-7	-	〃
			(8)	法50条	土地の状況等に関する報告の要求((1)から(7)まで及び(9)から(11)までに掲げる事務に係るものに限る。)	2-8	-	〃
			(9)	法51条1項	違反転用に対する処分又は違反を是正する措置等の命令((1)から(4)までに掲げる事務及び同項1号又は第3号(同項1号に係る部分に限る。))に該当する者に係る事務に係るものに限る。)	2-9	-	〃
			(10)	法51条3項	原状回復等の措置の代執行及び措置を講ずべき旨等の公告((9)に掲げる事務に係るものに限る。)	2-10	-	単価未設定
			(11)	法51条4項	原状回復等の措置に要した費用について違反転用者等に負担させること((10)に掲げる事務に係るものに限る。)	2-11	-	2-10に含む
	3	農地法	(1)	法18条1項、3項及び4項	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	3-1	7,740	
			(2)	法49条1項	処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転((1)に掲げる事務に係るものに限る。)	3-2	-	3-1に含む
			(3)	法49条3項	占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示((2)に掲げる事務に係るものに限る。)	3-3	-	〃
			(4)	法50条	土地の状況等に関する報告の要求((1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。)	3-4	-	〃
	4	家畜取引法及び法の施行のための規則	(1)	法27条1項	臨時市場の開設の届出の受理	4-1	312	
			(2)	法29条1項	家畜取引の状況等に関する報告の徴収((1)に掲げる事務に係るものに限る。)	4-2	-	4-1に含む
			(3)	法29条2項	市場に係る立入検査((1)に掲げる事務に係るものに限る。)	4-3	-	〃
	5	果樹農業振興特別措置法	法3条1項	果樹園経営計画の認定	5	4,000		
	6	山村振興法	法17条	農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定	6	4,000		
	7	農業振興地域の整備に関する法律	(1)	法15条の2第1項、第6項及び第7項	農用地区域内における開発行為の許可及び機構の意見の聴取	7-1	7,740	
			(2)	法15条の2第8項並びに同条9項において準用する同条6項及び第7項	国又は地方公共団体との協議及び機構の意見の聴取	7-2	7,740	
			(3)	法15条の3	開発行為の中止等の命令	7-3	-	7-1及び7-2に含む
			(4)	法15条の4第1項	農用地区域以外の区域内における開発行為に係る勧告	7-4	-	〃

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
条例	第2条・別表第1	7 (5) 農業振興地域の整備に関する法律	法15条の4 第2項	開発行為を行っている者が勧告に従わないときの公表	7-5	-	〃	
		8 (1) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (畜産業を営む者の事業場又は事務所が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	法4条	指導及び助言	8-1	4,440		
			法5条1項	管理基準を遵守すべき旨の勧告	8-2	-	8-1に含む	
			法5条2項	勧告に係る措置をとるべき旨の命令	8-3	-	〃	
			法6条1項	命令又は事業場に係る立入検査	8-4	2,944		
			法9条1項	処理高度化施設整備計画の認定	8-5	2,374		
			法10条1項	法9条1項の認定を受けた処理高度化施設整備計画の変更の認定	8-6	-	8-5に含む	
			法10条2項	認定処理高度化施設整備計画の認定の取消し	8-7	-	〃	
			法13条	認定処理高度化施設整備計画の実施状況に係る報告の聴取	8-8	2,000		
		9	過疎地域自立促進特別措置法	法26条	農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定	9	4,000	
		10 (1) 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例	条例3条	種馬鈴しょ生産者の登録	10-1	4,000		
			条例6条	病害虫の防除の命令	10-2	4,000		
			条例9条1項	生産に係る報告の聴取又は立入調査	10-3	4,460		
			条例10条	種馬鈴しょ生産者の登録の取消し	10-4	4,000		
規則	第2条	(1)	規則6条1項	登録証票の交付	10-5.1	-	10-1に含む	
		(2)	規則6条2項	登録を不相当と決定した旨の通知	10-5.2	-	〃	
		(3) 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則	規則8条1項	登録証票の返還の命令	10-5.3	-	10-4に含む	
		(4)	規則9条	種馬鈴しょの生産の廃止又は休止の届出の受理	10-5.4	1,870		
		(5)	規則10条	登録証票の再交付	10-5.5	2,130		
条例	第2条・別表第1	1 (1) 森林法 (開発行為に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	法10条の2 第1項	開発行為の許可	1-1	98,070		
			法10条の2 第6項	北海道森林審議会及び関係市町村長の意見の聴取	1-2a	79,370	北海道森林審議会の意見の聴取	
					1-2b	-	関係市町村長の意見の聴取(1-1に含む)	
					1-2c	共通単価対象外	<要綱4条1項ただし書適用> 出札旅費(市町村が森林審議会林地保全部会(札幌)に出席するために要する旅費)	
(3)	法10条の3	開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令	1-3	64,410				
規則	第2条	1 森林法施行細則	規則4条	林地開発変更届出書の受理	1-4.1	34,490		
			規則5条1項	林地開発行為着手届出書の受理	1-4.2	4,000		
			規則6条1項	災害の防止のため必要がある旨の認定	1-4.3	-	1-1に含む	
			規則6条2項	林地開発行為防災施設工事完了(工区完了)届出書の受理	1-4.4	27,010		
			規則7条1項	林地開発行為一時中止(廃止)届出書の受理	1-4.5	23,270		
			規則7条2項	林地開発行為一時中止(廃止)災害防止措置完了届出書の受理	1-4.6	30,750		
			規則7条3項	林地開発行為再開届出書の受理	1-4.7	4,000		
			規則8条1項	林地開発行為施行状況報告書の受理	1-4.8	4,000		
			規則9条1項	林地開発行為完了(工区完了)届出書の受理	1-4.9	30,750		
			規則10条1項	林地開発行為災害発生届出書の受理	1-4.10	27,010		
			規則11条1項	林地開発行為承継届出書の受理	1-4.11	15,220		
			規則12条1項	林地開発行為復旧着手(完了)届出書の受理	1-4.12	27,010		
条例	第2条・別表第1	2 (1) 森林法 (土地の使用権の設定に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	法50条1項	土地の使用権の設定に関する認可	2-1	-	単価未設定	
			法50条2項	土地の使用権の設定に関する土地の所有者等の意見の聴取	2-2	-	〃	
			法50条3項	土地の使用権の設定に関する土地の所有者等の意見の聴取に係る事業の要旨並びにその期日及び場所の当事者への通知及び公示	2-3	-	〃	
			法50条5項	土地の使用権の設定の認可をした旨の土地の所有者等への通知及び掲示	2-4	-	〃	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考				
条例	第2条 別表第1	2 森林法 (土地の使用権の設定に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	法51条本文	土地の使用権の設定に関する裁定	2-5	-	単価未設定		
			法52条1項	裁定の申請があった旨の公示、土地の所有者等への通知及び意見書の提出の機会の付与	2-6	-	〃		
			法53条2項	収用委員会の意見の聴取	2-7	-	〃		
			法53条3項	裁定をした旨の通知及び公示	2-8	-	〃		
			法55条2項	土地の収用の請求があったことの公示、土地使用権者等への通知及び意見書提出の機会の付与並びに裁定	2-9	-	〃		
			法55条4項	土地の収用の請求に関する裁定結果の通知及び公示	2-10	-	〃		
			法57条	土地の使用権の設定等の協議において定められた事項の届出の受理	2-11	-	〃		
			法58条5項ただし書	土地の形質の変更等の承認	2-12	-	〃		
			法59条2項	土地の使用の廃止による損失の補償に関する裁定	2-13	-	〃		
			3	分収林特別措置法 (分収林契約に係る土地が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	法5条1項	分収林契約に係る募集又は途中募集の届出の受理	3-1	-	単価未設定
					法5条2項	分収林契約に係る募集又は途中募集の届出事項の変更の届出の受理	3-2	-	〃
	法6条1項	分収林契約に係る募集又は途中募集の届出事項の変更の勧告			3-3	-	〃		
	法6条2項(法8条3項において準用する場合を含む。)	勧告を受けた者が当該勧告に従っていない旨の公表			3-4	-	〃		
	法7条	募集又は途中募集に係る分収林契約の変更の届出の受理			3-5	-	〃		
	法8条2項	分収林契約に係る募集又は途中募集の届出事項に従って造林又は育林を行うべき旨の勧告			3-6	-	〃		
	法9条	分収林契約に係る募集又は途中募集の実施状況等に係る報告の徴収			3-7	-	〃		
	法11条1項	分収林契約の契約条項の変更に係る承認			3-8	-	〃		
	条例	第2条 別表第1	4 北海道漁港管理条例	条例5条	船舟、いかだ又は車両の移動の命令(漁港区域外への移動の命令を除く。)	4-1	共通単価 対象外	<要綱4条1項ただし書適用> 市町村が前年度において北海道漁港管理条例第16条の規定に基づき徴収した利用料及び使用料の徴収金額に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額 利用料 18%以内 使用料 24%以内	
				条例7条1項	危険物等を積載した船舟の停係泊の場所の指示	4-2			
条例7条2項				危険物等の荷役の許可	4-3				
条例10条2項				指定区域内の甲種漁港施設における漁獲物等の陸揚等に係る指示	4-4				
条例10条3項ただし書				船舟の指定区域外に移動しないことの許可	4-5				
条例11条				甲種漁港施設の利用の届出の受理	4-6				
条例13条1項及び2項				同条1項1号に規定する者に係る甲種漁港施設の使用の許可	4-7				
条例13条3項ただし書				甲種漁港施設の使用の期間の延長((7)に掲げる事務に係るものに限る。)	4-8				
条例16条1項				甲種漁港施設の利用料等(利用料及び使用料((7)に掲げる事務に係るものに限る。))に限る。以下この項において同じ。)の徴収	4-9				
条例16条2項ただし書又は3項				甲種漁港施設の利用料等の後納又は分納の承認	4-10				
条例17条				入港又は出港の届出の受理	4-11				
条例18条				許可の取消し若しくは条件の変更又は許可に係る行為の中止の命令(第7号に掲げる事務に係るものに限る。)	4-12				
規則	第2条	2 北海道漁港管理条例施行規則	規則8条2項	泊地及び係留施設利用証の交付	4-13.1	共通単価 対象外			
			規則8条3項	泊地及び係留施設利用証の確認	4-13.2				
			規則8条4項	泊地及び係留施設利用証の書換え交付又は再交付	4-13.3				
			規則13条4項	施設使用許可指令書及び施設使用許可済証の交付	4-13.4				
			規則13条6項	船舟名又は推進機関の種類若しくは馬力の変更の届出の受理	4-13.5				

特例条例・規則の別	特例条例等の条項			根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考		
	第2条	2	(6)						
規則	第2条	2	(6)	北海道漁港管理条例施行規則	規則13条7項 甲種漁港施設の使用の中止の届出の受理	4-13.6	共通単価 対象外	<要綱4条1項ただし書適用> 市町村が前年度において北海道漁港管理条例第16条の規定に基づき徴収した利用料及び使用料の徴収金額に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額 利用料 18%以内 使用料 24%以内	
			(7)	規則13条8項	施設使用許可指令書等の再交付	4-13.7			
条例	第2条 別表第1	1	(1)	公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令及び法の施行のための規則（政令32条各号に掲げる埋立ての免許に係るもの、埋立てに関する工事の施行区域（以下この項において「施行区域」という。）に海面以外の公有水面を含むもの及び施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）	法2条1項	埋立ての免許	1-1	92,800	
			(2)		法3条1項（法13条の2第2項及び42条3項において準用する場合を含む。）	埋立ての免許等の出願に係る告示及び縦覧並びに意見の聴取	1-2	-	1-1に含む
			(3)		法3条2項（法13条の2第2項及び42条3項において準用する場合を含む。）	埋立ての免許等の出願に係る告示をした旨の通知	1-3	-	〃
			(4)		法3条3項（法13条の2第2項及び42条3項において準用する場合を含む。）	利害関係を有する者からの意見書の受理	1-4	-	〃
			(5)		法6条3項（法42条3項において準用する場合を含む。）	補償又は損害の防止の施設に関する裁定	1-5	-	単価未設定
			(6)		法10条（法42条3項において準用する場合を含む。）	代替施設等又は補償の命令	1-6	-	〃
			(7)		法11条（法13条の2第2項及び42条3項において準用する場合を含む。）	埋立ての免許等に係る告示	1-7	-	1-1に含む
			(8)		法12条1項	免許料の徴収	1-8	3,800	
			(9)		法13条	埋立てに関する工事の着手及び竣工の期間の指定	1-9	-	1-1に含む
			(10)		法13条の2第1項（法42条3項において準用する場合を含む。）	埋立区域の縮少等の許可等	1-10	36,300	
			(11)		法14条1項（同条4項及び42条3項において準用する場合を含む。）	他人の土地への立入り等の許可又は通知の受理	1-11	-	単価未設定
			(12)		法16条1項	埋立てをする権利の譲渡の許可	1-12	-	〃
			(13)		法20条	権利義務の承継の届出の受理	1-13	-	〃
			(14)		法22条1項	竣工認可	1-14	57,300	
			(15)		法22条2項	竣工認可の告示	1-15	-	1-14に含む
			(16)		法23条1項ただし書	竣工認可の告示の日における工作物の設置の許可	1-16	-	単価未設定
			(17)		法27条1項	埋立地の所有権の移転又は地上権等の設定の許可	1-17	-	〃
			(18)		法29条1項	埋立地の用途の変更の許可	1-18	-	〃
			(19)		法30条	災害防止に関する命令	1-19	-	〃
			(20)		法31条（法42条3項において準用する場合を含む。）	工作物等の除却の命令	1-20	-	〃
			(21)		法32条1項（法36条において準用する場合を含む。）	埋立ての免許の取消し等	1-21	-	〃
			(22)		法32条2項	補償の命令	1-22	-	〃
			(23)		法33条1項	更正等の命令	1-23	-	〃
			(24)		法34条1項ただし書	埋立ての免許の効力の復活	1-24	-	〃
			(25)		法34条2項	埋立ての免許条件の変更	1-25	-	〃
			(26)		法35条1項ただし書（法36条において準用する場合を含む。）	原状回復の義務の免除	1-26	-	〃
			(27)		法35条2項（法36条において準用する場合を含む。）	土砂等の帰属の決定	1-27	-	〃
			(28)		法37条	鑑定人の意見の聴取	1-28	-	〃

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考				
条例	第2条 別表第1	1	(29)	法38条	免許料等の強制徴収	1-29	-	単価未設定	
			(30)	法42条1項	国が行う埋立ての承認	1-30	78,600		
			(31)	法42条2項	工事竣工の通知の受理	1-31	15,000		
			(32)	法43条	国が埋立てをした埋立地の帰属の決定	1-32	-	単価未設定	
			(33)	政令1条1項	出願名義の変更の届出の受理	1-33	-	〃	
			(34)	政令1条2項(同条4項及び5項において準用する場合を含む。)	出願の承継の届出の受理	1-34	-	〃	
			(35)	政令2条1項	埋立区域の制限	1-35	-	〃	
			(36)	政令6条	埋立ての免許に係る条件の付与	1-36	-	〃	
			(37)	政令8条ただし書(政令14条及び30条において準用する場合を含む。)	公有水面の利用に関する施設の設置の許可等	1-37	-	〃	
			(38)	政令10条2項(政令30条において準用する場合を含む。)	損害の防止の施設又は補償に関する協議のてん末の届出の受理	1-38	-	〃	
			(39)	公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令及び法の施行のための規則(政令32条各号に掲げる埋立ての免許に係るもの、埋立てに関する工事の施行区域(以下この項において「施行区域」という。)に海面以外の公有水面を含むもの及び施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)	政令12条1項(政令30条において準用する場合を含む。)	裁定の申請の要領等の告知	1-39	-	〃
			(40)		政令12条1項ただし書(政令30条において準用する場合を含む。)	裁定の申請の要領等の告示	1-40	-	〃
			(41)		政令13条(政令30条において準用する場合を含む。)	裁定書の謄本の交付	1-41	-	〃
			(42)		政令13条ただし書(政令30条において準用する場合を含む。)	裁定の要領の告示	1-42	-	〃
			(43)		政令15条2項(同条5項の規定でこれに準ずることとされる場合及び30条において準用する場合を含む。)	代替施設等又は補償の命令に係る申請の要領等の告知	1-43	-	〃
			(44)		政令15条4項(同条5項の規定でこれに準ずることとされる場合及び30条において準用する場合を含む。)	代替施設等又は補償の命令をした旨の通知	1-44	-	〃
			(45)		政令16条2項(政令17条2項でその例による場合を含む。)	埋立地の価額の認定	1-45	-	〃
			(46)		政令17条3項	埋立地利用方法の変更の届出の受理	1-46	-	〃
			(47)		政令19条1項ただし書	免許料の半額の納付期限の決定	1-47	-	〃
			(48)		政令19条3項	免許料の額及び納付期限の決定及び告知	1-48	-	〃
(49)		政令24条	埋立てをする権利の譲渡の許可又は権利義務の承継の届出の告示	1-49	-	〃			
規則	第2条	1	(1)	規則7条(規則18条において準用する場合(公有水面埋立法42条3項において同法を準用する場合に限る。))を含む。)	補償金額の供託の届出の受理	1-50.1	-	単価未設定	
			(2)	規則17条	原状回復の検査	1-50.2	-	〃	
条例	第2条 別表第1	2	(1)	国有財産法(国土交通省所管の国有財産(道路法8条1項に規定する市町村道及び同法17条1項の規定により札幌市が管理する道道並びに河川法9条5項の規定により札幌市長が管理する一級河川及び同法100条1項の規定により市町村長が指定した河川(以下この項において「準用河川」という。)に限る。))に係るものに限る。)	法31条の2第1項	他人の占有する土地への立入り	2-1	8,400	
			(2)		法31条の2第2項	占有者への立入りの通知及びその所在が知れないときの公告	2-2	-	2-1に含む
			(3)		法31条の2第5項	損失の補償	2-3	-	〃
			(4)		法31条の3第1項又は第3項	境界確定の協議の要求又は確定された境界の明示	2-4	-	〃
			(5)		法31条の4第1項	境界の決定のための調査等	2-5	-	〃

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
特例条例	2	(6) 国有財産法(国土交通省所管の国有財産(道路法8条1項に規定する市町村道及び同法17条1項の規定により札幌市が管理する道道並びに河川法9条5項の規定により札幌市長が管理する一級河川及び同法100条1項の規定により市町村長が指定した河川(以下この項において「準用河川」という。)に限る。)に係るものに限る。)	法31条の4 第2項及び第3項	境界の決定	2-6	-	2-1に含む	
		(7)	法31条の4 第5項	決定した境界及びこれを決定した経過の隣接地の所有者等への通知及び公告	2-7	-	〃	
		(8)	法31条の5 第1項	隣接地の所有者等からの境界に同意しない旨の通告の受理	2-8	-	〃	
		(9)	法31条の5 第3項	境界が確定した旨の隣接地の所有者等への通知及び公告	2-9	-	〃	
	2の2	屋外広告物法	(1)	法7条1項	違反に係る広告物又は掲出物件(以下この項において「広告物等」という。)の表示若しくは設置の停止又は除却等の命令	2の2-1	-	単価未設定
			(2)	法7条2項	広告物等の除却等又は除却等の命令若しくは委任及び除却する場合の公告	2の2-2	-	〃
			(3)	法7条3項	除却等の代執行及びその費用の徴収	2の2-3	-	〃
			(4)	法7条4項	違反に係る貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等の除却又は除却の命令若しくは委任	2の2-4	1,351	委託等により国・道が単独で除却したものを除く。
			(5)	法8条1項	広告物等の保管	2の2-5	-	2の2-4に含む
			(6)	法8条2項	広告物等を保管した場合の公示	2の2-6	-	〃
			(7)	法8条3項	広告物等の評価、売却及びその売却した代金の保管	2の2-7	-	〃
			(8)	法8条4項	広告物等の廃棄	2の2-8	-	〃
			(9)	法8条5項	広告物等の売却した代金を売却に要した費用に充当すること。	2の2-9	-	〃
			(10)	法8条6項	広告物等の措置に要した費用を所有者等に負担させること。	2の2-10	-	〃
	2の3	屋外広告物法、北海道屋外広告物条例	(1)	法7条3項	除却等の代執行及びその費用の徴収(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例6条3項に規定する自動車に係るものを除く。)	2の3-1	共通単価対象外	<要綱4条1項ただし書適用> 次の積算単価×前年度事務処理件数－前年度手数料収入額を交付 (積算単価) ・固定広告物 許可1件 10,600円 ・簡易広告物 物件1件(はり紙は50枚ごと) 500円 ・公共広告物の協議 協議1件 1,600円 ・出願者の変更の届出等の受理、広告物又は広告物を掲出する物件の除却届の受理 届出1件 600円 ・報告聴取及び立入検査 聴取・検査1件 2,500円
			(2)	法8条1項	広告物又は掲出物件(法7条4項の規定により除却し、又は除却させた貼札等、広告旗又は立看板等を除く。(3)から(7)まで、(25)及び(26)に掲げる事務において同じ。)の保管	2の3-2		
			(3)	法8条2項	広告物又は掲出物件を保管した場合の公示	2の3-3		
			(4)	法8条3項	広告物又は掲出物件の評価、売却及びその売却した代金の保管	2の3-4		
			(5)	法8条4項	広告物又は掲出物件の廃棄	2の3-5		
			(6)	法8条5項	広告物又は掲出物件の売却した代金を売却に要した費用に充当すること。	2の3-6		
			(7)	法8条6項	広告物又は掲出物件の措置に要した費用を所有者等に負担させること。	2の3-7		
(8)			条例3条1項	広告物の表示又は掲出物件の設置の許可(北海道景観条例30条に規定する北海道景観審議会の意見を聴かなければならないこととされている許可を除く。)	2の3-8			
(9)			条例6条2項	公共的目的等をもった広告物の表示又はこれらを掲出する物件の設置の許可	2の3-9			
(10)			条例6条の2	国等との協議	2の3-10			
(11)			条例7条の4 第6項	指導、助言及び勧告	2の3-11			
(12)			条例9条	許可に係る広告物又は掲出物件への検印及び許可証票の交付((8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-12			
(13)			条例10条1項	広告物の表示又は掲出物件の設置の内容の変更等の許可((8)及び(9)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-13			
(14)			条例10条2項	広告物の表示又は掲出物件の設置の継続の許可((8)及び(9)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-14			
(15)			条例11条の2 第1項	出願者の氏名又は住所の変更の届出の受理((8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-15			
(16)			条例11条の2 第2項	許可に係る広告物又は掲出物件の承継の届出の受理((8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-16			
(17)			条例12条2項	広告物又は掲出物件を除却した旨の届出の受理((8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-17			
(18)	条例12条の2 第3項	点検の結果の報告の受理((14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-18					
(19)	条例12条の3 第1項	報告の徴収及び立入検査(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例6条3項に規定する自動車に係るものを除く。)	2の3-19					
(20)	条例13条	許可の取消し又は広告物若しくは掲出物件の表示若しくは設置の停止等の命令((8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-20					
(21)	条例14条1項本文	違反に係る広告物又は掲出物件の表示又は設置の停止等の命令(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例6条3項に規定する自動車に係るものを除く。)	2の3-21					



特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等		整理番号	R5単価	備考		
	第2条・別表第1	2の3	屋外広告物法、北海道屋外広告物条例	条例14条1項ただし書 条例14条2項 条例14条の2 条例16条2項 条例20条					
条例	第2条・別表第1	2の3	(22)	条例14条1項ただし書	広告物又は掲出物件の除却等の措置をなすこと(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例6条3項に規定する自動車に係るものを除く。)	2の3-22	共通単価対象外 次の積算単価×前年度事務処理件数-前年度手数料収入額を交付 (積算単価) ・固定広告物 許可1件 10,600円 ・簡易広告物 物件1件(はり紙は50枚ごと) 500円 ・公共広告物の協議 協議1件 1,600円 ・出願者の変更の届出等の受理、広告物又は広告物を掲出する物件の除却届の受理 届出1件 600円 ・報告聴取及び立入検査 聴取・検査1件 2,500円		
			(23)	条例14条2項	期限の設定、除却をすべき旨及び自ら除却する旨の告示(知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例6条3項に規定する自動車に係るものを除く。)	2の3-23			
			(24)	条例14条の2	商号等の公表(20)及び(21)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-24			
			(25)	条例16条2項	広告物又は掲出物件の保管物件一覧簿の備付け及び閲覧	2の3-25			
			(26)	条例20条	広告物又は掲出物件(法8条3項の規定による売却した代金を含む。)の返還	2の3-26			
規則	第2条	2	(1)	規則4条4項	書類の提出の要求(特例条例別表第1の2の3の項(8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-27.1			
			(2)	規則8条の3第1項	屋外広告物管理者選任等届の受理(特例条例別表第1の2の3の項(8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-27.2			
			(3)	規則10条	提出物件の表示内容の変更の届出の受理(特例条例別表第1の2の3の項(8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-27.3			
			(4)	規則11条	許可申請書副本への許可印の押印及びその交付(特例条例別表第1の2の3の項(8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-27.4			
			(5)	規則13条	届書への届済証印の押印及びその交付(特例条例別表第1の2の3の項(8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-27.5			
			(6)	規則16条	屋外広告物許可台帳の備付け及び所定事項の記入整理(特例条例別表第1の2の3の項(8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)	2の3-27.6			
条例	第2条・別表第1	3	(1)	法7条4項	違反に係る貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等の除却又は除却の命令若しくは委任	3-1		1,351	委託等により国・道が単独で除却したものを除く。
			(2)	法8条1項	広告物又は掲出物件(法7条4項の規定により除却し、又は除却させた貼札等、広告旗又は立看板等に限る。以下この項において「広告物等」という。)の保管	3-2		-	3-1に含む
			(3)	法8条2項	広告物等を保管した場合の公示	3-3		-	〃
			(4)	法8条3項	広告物等の評価、売却及びその売却した代金の保管	3-4		-	〃
			(5)	法8条4項	広告物等の廃棄	3-5	-	〃	
			(6)	法8条5項	広告物等の売却した代金を売却に要した費用に充当すること。	3-6	-	〃	
			(7)	法8条6項	広告物等の措置の要した費用を所有者等に負担させること。	3-7	-	〃	
			(8)	条例16条2項	広告物等の保管物件一覧簿の備付け及び閲覧	3-8	-	〃	
			(9)	条例20条	広告物等(法8条3項の規定による売却した代金を含む。)の返還	3-9	-	〃	
条例	第2条・別表第1	4	(1)	法4条1項	事業の施行の認可	4-1	75,700 ~ 348,700		
			(2)	法9条3項(法10条3項及び13条4項において準用する場合を含む。)	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	4-2	-	4-1に含む	
			(3)	法10条1項	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	4-3a	68,200 ~ 341,200	事業計画を伴うもの	
						4-3b	15,300	規律・規約	
			(4)	法11条4項	施行者の変動による規約の認可	4-4	15,300		
			(5)	土地区画整理法及び土地区画整理法施行令(個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。))又は土地区画整理組合(以下この項において「組合」という。))が施行する土地区画整理事業(以下この項において「事業」という。))に係るものに限る。)	法11条7項	施行者の変動の届出の受理	4-5	-	4-4に含む
			(6)	法11条8項	規約の認可又は施行者の変動の届出の受理をした場合の公告	4-6	-	4-3及び4-4に含む	
			(7)	法13条1項	事業の廃止又は終了の認可	4-7	49,500		
			(8)	法14条1項又は2項	組合の設立の認可	4-8a	75,700 ~ 348,700	事業計画を伴うもの	
						4-8b	15,300	事業計画を伴わないもの	
			(9)	法14条3項	事業計画の認可	4-9	60,700 ~ 333,700		
(10)	法20条1項及び5項(法39条2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	事業計画の縦覧の手続	4-10	-	4-8、4-9及び4-15に含む				
(11)	法20条2項、3項及び5項(法39条2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	事業計画に係る意見書の処理の手続	4-11	-	〃				

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考						
特例条例	第2条・別表第1	4	(12)	法21条3項	組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	4-12	-	4-8に含む			
			(13)	法21条4項	組合の名称等の公告	4-13	-	〃			
			(14)	法28条8項	事業報告書等の受理	4-14	-	4-28に含む			
			(15)	法29条1項及び2項	組合の理事の氏名等の届出の受理及び公告	4-15a	-	4-8に含む			
						4-15b	15,300	変更			
			(16)	法39条1項	組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可	4-16a	15,300	定款			
						4-16b	68,200	計画			
							341,200				
			4-16c	15,300	方針						
			(17)	法39条4項	組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	4-17	-	4-16に含む			
			(18)	法39条5項	組合の名称等の公告	4-18	-	〃			
			(19)	法45条2項	組合の解散の認可	4-19	49,500				
			(20)	法45条5項	組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告	4-20	-	4-19に含む			
			(21)	法49条	決算報告書の承認	4-21	7,800				
			(22)	法86条1項	換地計画の認可	4-22	68,200				
							341,200				
			(23)	法97条1項	換地計画の変更の認可	4-23	68,200				
							341,200				
			(24)	法103条3項	換地処分をした旨の届出の受理	4-24	-	4-22及び4-23に含む			
			(25)	法103条4項後段	換地処分の届出があった場合の公告	4-25	-	〃			
			(26)	法124条1項	事業又は会計の状況の検査及び施行者のした処分の取消し等の必要な措置の命令	4-26a	45,600	検査			
						4-26b	15,100	処分 総合招集等			
			(27)	法124条2項及び3項	事業の施行の認可の取消し及びその旨の公告	4-27	15,100				
			(28)	法125条1項又は2項	事業又は会計の状況の検査	4-28	45,600				
			(29)	法125条3項	組合のした処分の取消し等の必要な措置の命令	4-29	15,100				
			(30)	法125条4項	組合の設立の認可の取消し	4-30	15,100				
			(31)	法125条5項	組合の総会、総会の部会又は総代会の招集	4-31	185,500				
			(32)	法125条6項	組合の理事、監事又は総代の解任の投票の実施	4-32	185,500				
			(33)	法125条7項	組合に係る議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し	4-33	185,500				
			(34)	法136条	農業委員会及び関係土地改良区からの意見の聴取	4-34	-	4-1、4-8、4-9及び4-16に含む			
			(35)	政令16条2項	解任投票所等の設定及びこれらの事項等の公告	4-35	-	4-32に含む			
			特例条例	第2条・別表第1	4の2	(1)	法51条の2 1項	事業の施行の認可	4の2-1	75,700 ~ 348,700	
						(2)	法51条の8 1項 (51条の10 2項において準用する場合を含む。)	規準又は事業計画の変更の縦覧	4の2-2	-	4の2-1(準用の場合は4の2-7)に含む
						(3)	法51条の8 2項 (51条の10 2項において準用する場合を含む。)	意見書の受理	4の2-3	-	〃
						(3)	(区画整理会社が施行する土地区画整理事業(以下この項において「事業」という。)に係るものに限る。)	法51条の8 3項 (51条の10 2項において準用する場合を含む。)	意見書の審査、命令及び通知	4の2-4	-
(3)	法51条の8 5項 (51条の10 2項において準用する場合を含む。)	申告の受理及び修正部分の手續の執行				4の2-5	-	〃			
(4)	法51条の9 3項 (51条の10 2項、51条の11 2項及び51条の13 4項において準用する場合を含む。)	施行者の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付				4の2-6	-	〃			

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等		整理番号	R5単価	備考		
条例	第2条 別表第1	4の2	(5)	法51条の10 1項	規準又は事業計画の変更の認可	4の2-7a	68,200 ~ 341,200	事業計画	
			(6)	法51条の11 1項	区画整理会社の合併若しくは分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けの認可	4の2-7b	15,300	規準	
			(7)	法51条の13 1項	事業の廃止又は終了の認可	4の2-8	-	単価未設定	
			(8)	法86条1項	換地計画の認可	4の2-9	49,500		
			(9)	土地区画整理法 (区画整理会社が施行する土地区画整理事業(以下この項において「事業」という。)に係るものに限る。)	法97条1項	換地計画の変更の認可	4の2-10	68,200 ~ 341,200	
					法103条3項	換地処分をした旨の届出の受理	4の2-11	68,200 ~ 341,200	
			(10)	法103条3項	換地処分をした旨の届出の受理	4の2-12	-	4の2-10及び4の2-11に含む	
			(11)	法103条4項後段	換地処分の届出があった旨の公告	4の2-13	-	〃	
			(12)	法125条の2 1項	事業又は会計の状況の検査	4の2-14	45,600		
			(12)	法125条の2 2項	検査の請求の受理及び検査	4の2-15	45,600		
			(13)	法125条の2 3項	区画整理会社のした処分の取消し等の必要な措置の命令	4の2-16	15,100		
			(14)	法125条の2 4項	事業の施行の認可の取消し	4の2-17	15,100		
			(14)	土地区画整理法 (区画整理会社が施行する土地区画整理事業(以下この項において「事業」という。)に係るものに限る。)	法125条の2 5項	事業の施行の認可の取消しの公告	4の2-18	-	4の2-17に含む
			(15)	法136条	農業委員会及び関係土地改良区からの意見の聴取	4の2-19	-	4の2-1及び4の2-7に含む	
			5	土地区画整理法	(1)	法76条1項から3項まで	施行地区内における土地の形質の変更等の許可	5-1	11,500
(2)	法76条4項	原状回復等の命令			5-2	7,800			
(3)	法76条5項	原状回復等の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告			5-3	7,800			
6	(1)	租税特別措置法及び法の施行のための規則(宅地の造成区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。)	法28条の4 3項5号イ、31条の2 2項14号ハ、62条の3 4項14号ハ、63条3項5号イ又は68条の69 3項5号イ	優良な宅地の供給に寄与する旨の認定	6-1	-	要綱4条2項ただし書後段適用		
規則	第2条	3	(1)	規則3条	租税特別措置法28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条3項第5号イ又は68条の69第3項第5号イの規定に基づく認定(以下この項において「優良宅地認定」という。)をしたときの優良宅地認定書の交付	6-2.1	-	6-1に含む	
			(2)	規則4条	宅地造成の計画の変更の認定	6-2.2	-	要綱4条2項ただし書後段適用	
			(3)	規則5条2項	宅地の造成が優良宅地認定の内容に適合している旨の優良宅地証明書の交付	6-2.3	-	6-1に含む	
			(4)	規則6条	宅地の造成に関する工事の廃止の届出の受理	6-2.4	2,200		
			(5)	租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則	規則7条	優良宅地認定に基づく地位を承継した者からの地位承継届出書の受理	6-2.5	2,200	
			(6)	規則8条1項	旧住宅地造成事業に関する法律4条の規定により認可を受けた宅地(以下この項において「旧認可宅地」という。)の造成に係る優良宅地認定書の交付	6-2.6	200		
			(7)	規則8条2項	旧認可宅地の造成に係る優良宅地証明書の交付	6-2.7	200		
			(8)	規則9条2項又は3項	土地区画整理法の規定により土地区画整理事業が完了した後換地処分により取得した宅地又は仮換地指定の段階にある土地に係る優良宅地認定(租税特別措置法28条の4第3項第5号イ、第63条3項第5号イ又は68条の69第3項第5号イの規定に基づくものに限る。)をしたときの優良宅地認定証明書の交付	6-2.8	200		
条例	第2条 別表第1	7	(1)	租税特別措置法	法28条の4第3項第6号、31条の2第2項第15号ニ、62条の3第4項第15号ニ、63条3項6号又は第68条の69第3項第6号	優良な住宅の供給に寄与する旨の認定	7-1	-	要綱4条2項ただし書後段適用
規則	第2条	4		租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則	規則59条	租税特別措置法28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条3項第6号又は68条の69第3項第6号の規定に基づく認定を行った場合の認定済証の交付	7-2	-	7-1に含む
条例	第2条 別表第1	7の2	(1)		政令20条の2第14項又は38条の4第2324項	事業の認定	7の2-1	-	要綱4条2項ただし書後段適用
			(2)	租税特別措置法施行令(施行地区が他の市町村の区域にわたるものを除く。)	政令25条の4第2項	特定民間再開発事業の認定	7の2-2	-	〃
			(3)		政令25条の4第17項	事情の認定	7の2-3	-	〃

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等		整理番号	R5単価	備考	
特例条例	第2条 別表第1	8	(1)	法12条 路外駐車場の設置又は変更の届出の受理	8-1a	4,000	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条1項ただし書に基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面」を添付しないもの	
					8-1b	6,200	上記書面を添付するもの	
					8-2	200		
					8-3	2,100		
					8-4	7,700		
		9	(2)	住宅地区改良法	法9条1項又は4項 法9条4項 法9条5項	9-1	11,500	
						9-2	7,800	
						9-3	7,800	
		9の2	(1)	住宅地区改良法	法21条1項 法22条2項	9の2-1	11,500	
						9の2-2	4,000	
		10	(1)	宅地造成等規制法及び法の施行のための規則	法3条1項 法3条3項 法4条1項 法4条2項 法4条3項 法5条1項 法6条2項 法7条1項 法7条2項 法7条3項	10-1	-	単価未設定
						10-2	-	〃
						10-3	-	〃
						10-4	-	〃
						10-5	-	〃
						10-6	7,800	
						10-7	-	10-1に含む
						10-8	-	単価未設定
						10-9	-	〃
						10-10	-	〃
		11	(1)	宅地造成等規制法、宅地造成等規制法施行規則及び法の施行のための規則（道が行うものを除く。）	法8条1項本文及び3項 法10条2項（法12条3項において準用する場合を含む。） 法11条（法12条3項において準用する場合を含む。） 法12条1項及び3項において準用する法8条3項 第12条2項 法13条1項及び2項 法14条1項 法14条2項 法14条3項 法14条4項 法14条5項（法17条3項において準用する場合を含む。） 法15条1項、2項又は3項 法16条2項 法17条1項又は2項 法18条1項	11-1	共通単価対象外	<要綱4条1項ただし書適用> 48,300円×前年度事務処理件数－前年度手数料収入額を交付
						11-2	-	11-1に含む
						11-3	48,300	
						11-4	共通単価対象外	<要綱4条1項ただし書適用> 48,300円×前年度事務処理件数－前年度手数料収入額を交付
						11-5	2,200	
						11-6	-	11-1及び11-3に含む
						11-7	7,800	
						11-8	7,800	
						11-9	7,800	
						11-10	7,800	
						11-11	7,800	
						11-12	2,200	
						11-13	7,800	
						11-14	7,800	
						11-15	15,100	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考				
	第2条・別表第1	11								
条例	第2条・別表第1	11	(16) 宅地造成等規制法、宅地造成等規制法施行規則及び法の施行のための規則（道が行うものを除く。）	法19条	宅地造成工事に係る報告の徴取	11-16	4,000			
			(17)	省令30条	法8条1項又は12条1項の規定に適合していることを証する書面の交付	11-17	200			
規則	第2条	5	宅地造成等規制法施行細則	(1) 規則4条1項	許可に係る工事に着手したときの工事着手届の受理	11-18.1	-	11-1に含む		
				(2) 規則4条2項	工事の完了前における工事中止等の届出の受理	11-18.2	2,200			
				(3) 規則7条の2	災害の防止上支障がないと認めたとときの技術的基準の緩和	11-18.3	-	11-1に含む		
				(4) 規則8条2項ただし書	災害の防止上支障がない旨の認定	11-18.4	-	〃		
				(5) 規則9条2項	協議が成立したときの通知	11-18.5	-	11-3に含む		
				(6) 規則9条の2	工事の一部が完了した場合の工事完了の検査	11-18.6	-	11-4に含む		
条例	第2条・別表第1	11の2	都市計画法	(1) 法26条1項	土地の試掘等の許可	11の2-1	-	単価未設定		
				(2) 法27条2項	土地の試掘等の許可証の交付	11の2-2	-	〃		
				(3) 法79条	許可に係る条件の付与((1)に掲げる事務に係るものに限る。)	11の2-3	-	〃		
				(4) 法80条1項	報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言((1)に掲げる事務に係るものに限る。)	11の2-4	-	〃		
				(5) 法81条1項	許可の取消し等又は工事停止命令若しくは是正措置等の命令((1)及び(3)に掲げる事務に係るものに限る。)	11の2-5	-	〃		
				(6) 法81条2項	是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告((1)及び(3)に掲げる事務に係るものに限る。)	11の2-6	-	〃		
				(7) 法81条3項	工事停止命令又は是正措置等の命令をした旨の公示((1)及び(3)に掲げる事務に係るものに限る。)	11の2-7	-	〃		
				(8) 法82条1項	法81条の規定による権限を行うための立入検査((1)及び(3)に掲げる事務に係るものに限る。)	11の2-8	-	〃		
		12			都市計画法、都市計画法施行規則及び法の施行のための規則（開発審査会の議を経るもの（開発審査会の承認を経て、別に知事が定めたものに係るものを除く。）を除く。）	(1) 法29条1項又は2項	開発行為の許可	12-1	共通単価対象外	証明書等交付 <要綱4条1項ただし書適用> 150,800円×前年度事務処理件数－前年度手数料収入額を交付
						(2) 法34条13号(法35条の2第4項において準用する場合を含む。)	省令で定める事項の届出の受理	12-2	2,200	
						(3) 法34条の2第1項(法35条の2第4項において準用する場合を含む。)	国等が行う開発行為に係る協議	12-3	共通単価対象外	証明書等交付 <要綱4条1項ただし書適用> 150,800円×前年度事務処理件数－前年度手数料収入額を交付
						(4) 法35条2項(法35条の2第4項において準用する場合を含む。)	開発行為の許可又は不許可の通知	12-4	-	12-1及び12-5に含む
						(5) 法35条の2第1項	開発行為の変更の許可	12-5	共通単価対象外	証明書等交付 <要綱4条1項ただし書適用> 150,800円×前年度事務処理件数－前年度手数料収入額を交付
						(6) 法35条の2第3項	開発行為の変更の届出の受理	12-6	-	12-1に含む
						(7) 法36条1項	開発行為に関する工事が完了した旨の届出の受理	12-7	-	12-8に含む
						(8) 法36条2項	開発行為に関する工事の完了の検査及び検査済証の交付	12-8	49,800	
						(9) 法36条3項	開発行為に関する工事が完了した旨の公告	12-9	-	12-8に含む
						(10) 法37条1号	開発行為の許可を受けた開発区域内の土地における建築物等の建築等の承認	12-10	22,700	
						(11) 法38条	開発行為に関する工事の廃止の届出の受理	12-11	2,200	
						(12) 法41条1項(法34条の2第2項及び法35条の2第4項において準用する場合を含む。)	建築物の建蔽率等の指定	12-12	23,300	
						(13) 法41条2項ただし書(法34条の2第2項及び法35条の2第4項において準用する場合を含む。)	制限が定められた土地の区域内における建築物の建築の許可	12-13	15,300	証明書等交付
						(14) 法42条1項ただし書	開発許可を受けた開発区域内における建築物等の新築等の許可	12-14	共通単価対象外	証明書等交付 <要綱4条1項ただし書適用> 15,300円×前年度事務処理件数－前年度手数料収入額を交付
						(15) 法42条2項	国等が行う建築等に係る協議	12-15	15,300	
						(16) 法43条1項	開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物等の新築等の許可	12-16	共通単価対象外	証明書等交付 <要綱4条1項ただし書適用> 34,500円×前年度事務処理件数－前年度手数料収入額を交付

特例条例・規則の別	特例条例等の条項		根拠法令名等		整理番号	R5単価	備考	
条例	第2条 別表第1	12	都市計画法、都市計画法施行規則及び法の施行のための規則 (開発審査会の議を経るもの(開発審査会の承認を経て、別に知事が定めたものに係るものを除く。))	法43条3項	国等が行う建築物等の新築等に係る協議	12-17	共通単価対象外	証明書等交付 <要綱4条1項ただし書適用> 34,500円×前年度事務処理件数-前年度手数料収入額を交付
				法45条	開発許可に基づく地位の承継の承認	12-18	共通単価対象外	証明書等交付 <要綱4条1項ただし書適用> 4,000円×前年度事務処理件数-前年度手数料収入額を交付
				法46条	開発登録簿の調製及び保管	12-19	-	12-1、12-5及び12-6に含む
				法47条1項(法34条の2第2項及び35条の2第4項において準用する場合を含む。)	開発許可をしたときの開発登録簿への登録	12-20	-	12-1、12-3、12-5~12-9、12-12~12-15及び12-26に含む
				法47条2項又は3項(これらの規定を法34条の2第2項において準用する場合を含む。)	開発登録簿への付記	12-21	-	〃
				法47条4項(法34条の2第2項において準用する場合を含む。)	開発登録簿の修正	12-22	-	〃
				法47条5項(法34条の2第2項において準用する場合を含む。)	開発登録簿の閲覧及び写しの交付	12-23	共通単価対象外	<要綱4条1項ただし書適用> 200円×前年度事務処理件数-前年度手数料収入額を交付
				法79条	許可、認可又は承認に係る条件の付与((1)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)及び(18)に掲げる事務に係るものに限る。)	12-24	-	12-1、12-5、12-10、12-13、12-14、12-16及び12-18に含む
				法80条1項	報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。)	12-25	11,500	
				法81条1項	開発許可等の取消し等又は工事停止命令若しくは是正措置等の命令((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。)	12-26	15,100	
				法81条2項	是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。)	12-27	-	別途積算
				法81条3項	工事停止命令又は是正措置等の命令をした旨の公示((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。)	12-28	-	12-26に含む
				法82条1項	法81条の規定による権限を行うための立入検査((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。)	12-29	15,100	
				省令37条	開発行為の廃止の届出があった場合の開発登録簿の閉鎖	12-30	-	12-11に含む
規則	第2条	6	都市計画法施行細則	規則11条	許可に係る工事に着手したときの工事着手届の受理	12-31.1	-	12-1に含む
				規則16条	開発許可等に基づく地位を承継した者からの承継届出書の受理	12-31.2	2,200	
条例	第2条 別表第1	13	都市計画法、都市計画法施行規則及び法の施行のための規則	法52条の2第1項(法57条の3第1項において準用する場合を含む。)	土地の形質の変更等の許可	13-1	11,500	
				法52条の2第2項(法53条2項及び法57条の3第1項において準用する場合を含む。)	国が行う土地の形質の変更等に係る協議	13-2	11,500	
				法53条1項	都市計画施設の区域内等における建築物の建築の許可	13-3	11,500	
				法65条1項及び2項	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等(土地の形質の変更等の行われる土地を事業地とする都市計画事業の施行者が町であるもの(道路以外の都市計画施設の区域内における土地の形質の変更等に係る部分を除く。))に限る。(5)に掲げる事務において同じ。)の許可	13-4	11,500	
				法65条3項において準用する法52条の2第2項	国が行う土地の形質等の変更等に係る協議	13-5	11,500	
				法79条	許可に係る条件の付与((1)、(3)及び(4)に掲げる事務に係るものに限る。)	13-6	-	13-1、13-3及び13-4に含む
				法80条1項	報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言((1)、(3)及び(4)に掲げる事務に係るものに限る。)	13-7	7,800	
				法81条1項	許可の取消し等又は工事停止命令若しくは是正措置等の命令((1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる事務に係るものに限る。)	13-8	7,800	
				法81条2項	是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告((1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる事務に係るものに限る。)	13-9	-	別途積算
				法81条3項	工事停止命令又は是正措置等の命令をした旨の公示((1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる事務に係るものに限る。)	13-10	7,800	
				法82条1項	法81条の規定による権限を行うための立入検査((1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる事務に係るものに限る。)	13-11a	15,100	都市計画施設等の区域内・都市計画事業の事業地内
				13-11b	15,300	市街地開発事業等予定区域内		

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考			
特例条例	13	(12) 都市計画法、都市計画法施行規則及び法の施行のための規則	省令60条	法の規定に適合していることを証する書面の交付(法53条1項の規定に係るものに限る。)	13-12	200		
		13の2	都市計画法	法55条1項	土地の指定	13の2-1	-	単価未設定
				法55条2項	土地の指定等の申出の受理	13の2-2	-	〃
				法55条3項	土地の買取りの申出及び土地の有償譲渡に係る届出の相手方の指定	13の2-3	-	〃
				法55条4項	土地の指定等の公告	13の2-4	-	〃
				法56条1項	土地の買取りの申出の受理及び当該土地の買取り	13の2-5	-	〃
				法56条2項	土地を買い取る旨又は買い取らない旨の通知	13の2-6	-	〃
				法56条3項	土地を買い取らない旨を通知した旨の通知の受理	13の2-7	-	〃
				法56条4項(法57条5項において準用する場合を含む。)	土地の管理	13の2-8	-	〃
				法57条1項	公告及び制限があることを周知させるための措置	13の2-9	-	〃
				法57条2項	土地の有償譲渡に係る届出の受理	13の2-10	-	〃
				法57条3項	土地を買い取るべき旨の通知	13の2-11	-	〃
				法57条4項	土地を買い取らない旨の通知	13の2-12	-	〃
	14	都市再開発法及び都市再開発法施行規則	法7条の4第1項	市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可(2以上の市町の区域にわたるものを除く。(2)及び(3)に掲げる事務において同じ。)	14-1	11,500		
			法7条の5第1項	違反を是正する措置の命令	14-2	7,800		
			法7条の5第2項	是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告	14-3	15,300		
			法7条の6第1項	土地の買取りの申出の相手方として定めるべき旨の申出の受理	14-4	-	単価未設定	
			法7条の6第2項	土地の買取りの申出の相手方の決定及び公告	14-5	-	〃	
			法7条の6第3項	土地の買取り	14-6	-	〃	
			法7条の6第4項	土地の所有者への通知	14-7	-	〃	
			法7条の6第5項	土地を買い取らない旨の通知の受理	14-8	-	〃	
			法60条1項ただし(同条2項において準用する場合を含む。)	他人の占有する土地への立入りの許可(道、独立行政法人都市再生機構又は北海道住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。(10)から(16)までに掲げる事務において同じ。)	14-9	7,800		
			法61条1項	他人の占有する土地の試掘等の許可	14-10	7,800		
			法62条1項	他人の占有する土地等への立入りに係る許可証の発行	14-11	7,800		
			法62条2項	他人の占有する土地の試掘等に係る許可証の発行	14-12	7,800		
			法66条1項から3項まで	土地の形質の変更等の許可	14-13	11,500		
			法66条4項	原状回復等の命令	14-14	7,800		
			法66条5項	原状回復等の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告	14-15	7,800		
			法66条7項及び8項	土地の形質の変更等の承認	14-16	7,800		
			施行規則1条の5第1項	土地の買取りの申出の相手方の公告の方法の決定	14-17	-	単価未設定	
	14の2	都市再開発法、都市再開発法施行令及び都市再開発法施行規則 (個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、市街地再開発組合(以下この項において「組合」という。))又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業(施行地区が2以上の市町の区域にわたるものを除く。以下この項において「事業」という。)に係るものに限る。)	法7条の9第1項	事業の施行の認可	14の2-1	30,200		
			法7条の15第1項(法7条の16第2項及び7条の20第2項において準用する場合を含む。)	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	14の2-2	15,300		
			法7条の16第1項	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	14の2-3	15,300		
			法7条の17第4項	施行者の変動による規約の認可	14の2-4	15,300		
			法7条の17第7項	施行者の変動の届出の受理	14の2-5	15,300		
			法7条の17第8項	規約の認可又は施行者の変動の届出に係る公告	14の2-6	15,300		
			法7条の19第1項	審査委員の選任に係る承認	14の2-7	11,500		

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考				
特例条例	第2条・別表第1	14の2	(8)	法7条の20 第1項	事業の終了の認可	14の2-8	22,700		
			(9)	法11条1項又は2項	組合の設立の認可	14の2-9	30,200		
			(10)	法11条3項	事業計画の認可	14の2-10	30,200		
			(11)	法16条1項又は5項(法38条2項、50条の6及び50条の9 第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	事業計画の縦覧の手続	14の2-11	15,300		
			(12)	法16条2項、3項又は5項(法38条2項、50条の6及び50条の9 第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	事業計画に係る意見書の処理の手続	14の2-12	15,300		
			(13)	法19条1項(法38条2項において準用する場合を含む。)	組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	14の2-13	22,700		
			(14)	法19条2項(法38条2項において準用する場合を含む。)	組合の名称等の公告	14の2-14	22,700		
			(15)	法27条4項3号	財産の状況等に係る法令の違反等の報告の受理	14の2-15	-	14の2-35に含む	
			(16)	法27条8項	事業報告書等の受理	14の2-16	-	〃	
			(17)	法28条1項及び2項	組合の理事長の氏名等の届出の受理及び公告	14の2-17	15,300		
			(18)	法38条1項	組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可	14の2-18	15,300		
			(19)	法45条4項	組合の解散の認可	14の2-19	15,300		
			(20)	都市再開発法、都市再開発法施行令及び都市再開発法施行規則	法45条6項	組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告	14の2-20	7,800	
			(21)	(個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、市街地再開発組合(以下この項において「組合」という。))又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業(施行地区が2以上の市町の区域にわたるものを除く。以下この項において「事業」という。)に係るものに限る。)	法49条	決算報告書の承認	14の2-21	15,300	
			(22)		法50条の2 第1項	事業の施行の認可	14の2-22	34,000	
			(23)		法50条の8 第1項(法50条の9 第2項、50条の12 第2項及び50条の15 第2項において準用する場合を含む。)	再開発会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	14の2-23	15,300	
			(24)		法50条の9 第1項	規準又は事業計画の変更の認可	14の2-24	15,300	
			(25)		法50条の12 第1項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の全部又は一部の譲渡及び譲受の認可	14の2-25	15,300	
			(26)		法50条の14 第1項	審査委員の選任に係る承認	14の2-26	11,500	
			(27)		法50条の15 第1項	事業の終了の認可	14の2-27	22,700	
			(28)		法72条1項(同条4項において準用する場合を含む。)	権利変換計画の認可	14の2-28	60,100	
			(29)		法98条2項	土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代執行	14の2-29	-	単価未設定
			(30)		法98条3項	義務者等への通知及び補償金の受領の代行	14の2-30	-	〃
			(31)		法99条の3 第3項(法99条の8 第5項において準用する場合を含む。)	特定建築者の決定に係る承認	14の2-31	15,300	
			(32)		法124条3項	事業の施行の促進のための必要な措置の命令	14の2-32	15,300	
			(33)		法124条の2 第1項	事業又は会計の状況の検査及び施行者のした処分の取消し等の命令	14の2-33	23,300	
			(34)		法124条の2 第2項及び第3項	事業の施行の認可の取消し及びその旨の公告	14の2-34	15,300	
			(35)		法125条1項又は2項	事業又は会計の状況の検査	14の2-35	46,000	
			(36)		法125条3項	組合のした処分の取消し等の命令	14の2-36	15,300	
			(37)		法125条4項	組合の設立の認可の取消し	14の2-37	15,300	
			(38)		法125条5項	組合の総会、総会の部会又は総代会の招集	14の2-38	15,300	



特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考				
特例条例	14の2	(39)	法125条6項	組合の理事、監事又は総代の解任の投票の実施	14の2-39	15,300			
		(40)	法125条7項	組合に係る議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し	14の2-40	15,300			
		(41)	法125条の2 第1項又は第2項	事業又は会計の状況の検査	14の2-41	15,300			
		(42)	都市再開発法、都市再開発法施行令及び都市再開発法施行規則	法125条の2 第3項	再開発会社のした処分等の取消し等の命令	14の2-42	15,300		
		(43)	(個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、市街地再開発組合(以下この項において「組合」という。))又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業(施行地区が2以上の市町の区域にわたるものを除く。以下この項において「事業」という。)に係るものに限る。)	法125条の2 第4項及び5項	事業の施行の認可の取消し及びその旨の公告	14の2-43	22,700		
		(44)		法133条1項	管理規約の認可	14の2-44	15,300		
		(45)		政令4条の2 第3項(政令22条の3において準用する場合を含む。)	審査委員の解任の承認	14の2-45	11,500		
		(46)		政令18条2項	解任投票所等の設定及び公告	14の2-46	15,300		
		(47)		省令39条2項	公告の内容等の掲示(法58条3項及び4項において準用する法19条1項の規定に係るものを除く。)	14の2-47	15,300		
		(48)		省令39条3項	公告の内容の掲示(法58条4項において準用する法19条1項の規定に係るものを除く。)	14の2-48	15,300		
		(49)		省令39条5項	公告の内容の掲示(法113条並びに117条1項及び2項の規定に係るものを除く。)	14の2-49	15,300		
		14の3	都市再開発法	(1)	法129条の2 第1項	再開発事業計画の認定	14の3-1	-	単価未設定
				(2)	法129条の4(法129条の5 第2項及び法129条の9 第2項において準用する場合を含む。)	関係市町村長への通知	14の3-2	-	〃
				(3)	法129条の5 第1項	認定再開発事業計画の変更の認定	14の3-3	-	〃
	(4)			法129条の6	再開発事業の実施の状況に係る報告の徴収	14の3-4	-	〃	
	(5)			法129条の7	再開発事業計画の認定に基づく地位の承継の承認	14の3-5	-	〃	
	(6)			法129条の8	改善に必要な措置の命令	14の3-6	-	〃	
	(7)			法129条の9 第1項	再開発事業計画の認定の取消し	14の3-7	-	〃	
	15	公有地の拡大の推進に関する法律	(1)	法4条1項	土地を譲渡しようとする場合の届出の受理	15-1	1,200		
			(2)	法5条1項	土地の買取り希望の届出の受理	15-2	1,200		
			(3)	法6条1項	土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び協議を行う旨の通知	15-3	1,200		
			(4)	法6条3項	土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知	15-4	1,200		
	15の2	高齢者の居住の安定確保に関する法律及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則	(1)	法52条1項	賃借人の終身にわたって住宅を賃借する事業(以下この項において「終身賃貸事業」という。)の認可	15の2-1	30,200		
			(2)	法55条(法56条2項及び法69条2項において準用する場合を含む。)	終身賃貸事業の認可の通知	15の2-2	-	15の2-1に含む	
			(3)	法56条1項	終身賃貸事業の変更の認可	15の2-3	15,300		
			(4)	法58条1項	終身建物賃貸借の解約の申入れの承認	15の2-4	11,500		
			(5)	法65条	助言及び指導	15の2-5	7,800		
			(6)	法66条	認可住宅の管理の状況に係る報告の徴収	15の2-6	7,800		
			(7)	法67条2項	認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継した旨の届出の受理	15の2-7	7,800		
			(8)	法67条3項	認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位の承継の承認	15の2-8	11,500		
			(9)	法68条	認可事業者に対する改善命令	15の2-9	15,300		
			(10)	法69条1項	終身賃貸事業の認可の取消し	15の2-10	15,300		
			(11)	法70条1項	終身賃貸事業の廃止に係る届出の受理	15の2-11	7,800		
			(12)	法72条	賃貸住宅への入居のための援助	15の2-12	7,800		
			(13)	省令32条3項	住民票の抄本又はこれに代わる書面の徴収	15の2-13	-	15の2-1に含む	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考		
特例条例	15の3	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	法9条1項	マンション建替組合（以下この項において「組合」という。）の設立の認可	15の3-1	-	単価未設定 理由：道において事務処理実績がないため
			法11条1項及び5項（法34条2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	マンション建替事業（「以下この項において「事業」という。）計画の縦覧の手続	15の3-2	-	〃
			法11条2項、3項及び5項（法34条2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	事業計画に係る意見書の処理の手続	15の3-3	-	〃
			法14条1項（法34条2項において準用する場合を含む。）	組合の名称等の公告及び敷地の区域等を表示する図書の送付	15の3-4	-	〃
			法25条1項及び2項	組合の理事長の氏名等の届出の受理及び公告	15の3-5	-	〃
			法34条1項	組合の定款又は事業計画の変更の認可	15の3-6	-	〃
			法38条4項	組合の解散の認可	15の3-7	-	〃
			法38条6項	組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告	15の3-8	-	〃
			法42条	決算報告書の承認	15の3-9	-	〃
			法45条1項	事業の施行の認可	15の3-10	-	〃
			法49条1項（法50条2項及び54条3項において準用する場合を含む。）	事業の施行者の氏名等の公告及び敷地の区域等を表示する図書の送付	15の3-11	-	〃
			法50条1項	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	15の3-12	-	〃
			法51条3項後段	施行者の変動による規約の認可	15の3-13	-	〃
			法51条6項	施行者の変動の届出の受理	15の3-14	-	〃
			法51条7項	規約の認可又は施行者の変動の届出を受理した場合の公告	15の3-15	-	〃
			法53条1項	審査委員の選任に係る承認	15の3-16	-	〃
			法54条1項	事業の廃止又は終了の認可	15の3-17	-	〃
			法57条1項後段（法66条において準用する場合を含む。）	権利変換計画の認可	15の3-18	-	〃
			法94条1項及び3項	管理規約の認可	15の3-19	-	〃
			法97条2項	事業の施行の促進のための必要な措置の命令	15の3-20	-	〃
			法98条1項及び2項	事業又は会計の状況の検査	15の3-21	-	〃
			法98条3項	組合のした処分取消し等の必要な措置の命令	15の3-22	-	〃
			法98条4項	組合の設立の認可の取消し	15の3-23	-	〃
			法98条5項	組合の総会又は総代会の招集	15の3-24	-	〃
			法98条6項	組合の理事、監事又は総代の解任の投票の実施	15の3-25	-	〃
			法98条7項	組合に係る議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し	15の3-26	-	〃
			法99条1項	事業又は会計の状況の検査及び施行者のした処分取消し等の必要な措置の命令	15の3-27	-	〃
			法99条2項及び3項	事業の施行の認可の取消し及びその公告	15の3-28	-	〃
			法218条第2項	審査請求に係る事務（マンション敷地売却組合及び敷地分割組合に係るものを除く。）	15の3-29	-	〃
	16	不動産登記法	法116条1項	登記の囑託（河川法9条5項の規定により札幌市長が管理する一級河川の用に供する国土交通省所管の不動産（札幌市長が取得したものに限る。）に係るもの及び同法16条の3第1項の規定による河川工事に係る国土交通省所管の不動産（移譲先の市長が取得したものに限る。）に係るものに限る。）	16	1,800	
17	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	法12条1項本文	特定路外駐車場の設置の届出の受理	17-1	4,000	都市計画区域外	
		法12条2項	特定路外駐車場の変更の届出の受理	17-2	4,000	〃	
		法12条3項	違反を是正するために必要な措置の命令	17-3a 17-3b	7,800 300	駐車場法19条の事務を伴わないもの 駐車場法19条の事務を伴うもの	

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等	整理番号	R5単価	備考		
特例条例	17	(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	法53条2項	報告の徴収又は特定路外駐車場等への立入検査若しくは関係者への質問	17-4a	7,700	駐車場法18条1項の事務を伴わないもの
					17-4b	200	駐車場法18条1項の事務を伴うもの
	1	社会教育法	法40条1項	法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令	1	-	単価未設定
	2	(1)-(6) 文化財保護法	法43条1項	現状変更等の許可（文化財保護法施行令第5条3項1号に規定する現状変更等が一の市町の区域内において行われる場合に限る。）	2-1	21,400	
			法43条4項	現状変更等の停止の命令又は許可の取消し（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	2-2	13,920	
			法53条1項及び3項	所有者等以外の者による公開の許可（一の市町の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市町の区域内に存するもののみである場合に限る。）	2-3	21,400	
			法53条4項	所有者等以外の者による公開の停止の命令又は許可の取消し（(3)に掲げる事務に係るものに限る。）	2-4	13,920	
			法54条（法172条5項において準用する場合を含む。）	報告の要求（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	2-5	21,400	
			法55条1項	実地調査（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	2-6	-	2-5を含む
	3	(1)-(8) 文化財保護法及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則	法93条1項において準用する法92条1項	土木工事等のための発掘に関する届出の受理	3-1	4,570	
			法93条2項	土木工事等のための発掘に関する指示	3-2	-	3-1を含む
			法96条1項	遺跡の発見に関する届出の受理	3-3	8,310	
			法96条2項又は7項	現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令	3-4	13,920	
			法96条3項	関係地方公共団体の意見の聴取	3-5	-	3-4を含む
			法96条5項又は7項	現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令の期間の延長	3-6	-	〃
			法96条8項	遺跡の保護上必要な指示	3-7	-	3-3を含む
			省令3条2項	土木工事等のための発掘に関する届出の受理	3-8	4,570	
	4	(1)-(4) 文化財保護法 (文化財保護法施行令第5条4項1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が一の町の区域(法115条1項に規定する管理団体が道である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を北海道教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において同じ。)内において行われる場合、同号又は掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が一の町の区域内に存する場合並びに同号ヲに掲げる現状変更等に係る指定区域が一の町の区域内に存する場合に限る。)	法125条1項	現状変更等の許可	4-1	21,400	
			法125条3項において準用する法43条4項	現状変更等の停止の命令又は許可の取消し（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	4-2	13,920	
			法130条（法172条5項において準用する場合を含む。）	報告の要求（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	4-3	21,400	
			法131条1項	実地調査及び調査のための必要な措置の施行（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	4-4	-	4-3を含む
	5	(1)-(16) 博物館法、博物館法施行規則	法11条	博物館の登録	5-1	21,400	
			法13条3項(法18条3項及び法19条2項において準用)	博物館の登録時の学識経験者の意見聴取	5-2	21,400	
			法14条1項	博物館登録原簿への記載	5-3	-	5-1を含む
			法14条2項	博物館の登録をした旨の通知及び博物館登録原簿に記載した事項の公表	5-4	-	5-2を含む
			法15条1項	博物館の登録事項の変更の届出の受理	5-5	13,920	
			法15条2項	博物館の登録事項の変更登録及びその旨の公表	5-6	-	5-3を含む
			法16条	博物館の運営の状況に係る報告の受理	5-7	13,920	
			法17条	博物館の運営の状況に係る報告又は資料の提出の要求	5-8	-	単価未設定
			法18条1項	必要な措置をとるべきことの勧告	5-9	-	〃
			法18条2項	勧告に係る措置をとるべきことの命令	5-10	-	〃
			法19条1項	博物館の登録の取消し	5-11	13,920	
			法19条3項	博物館の登録の取消しの通知及び公表	5-12	-	5-11を含む
			法20条1項	博物館の廃止の届出の受理	5-13	13,920	
			法20条2項	博物館の登録の抹消及びその旨の公表	5-14	-	5-13を含む
			法29条1項	私立博物館に対する報告の徴収	5-15	-	単価未設定
			法29条2項	私立博物館に対する専門的又は技術的な指導又は助言	5-16	-	〃

特例条例・規則の別	特例条例等の条項	根拠法令名等		整理番号	R5単価	備考		
	5	(17)	法31条1項	博物館に相当する施設の指定	5-17	21,400		
		(18)	省令25条	博物館に相当する施設が省令24条1項に規定する要件を欠くに至った旨の報告の受理	5-18	13,920		
		(19)	省令26条	博物館に相当する施設に対する報告の徴収	5-19	-	単価未設定	
		(20)	省令27条	博物館に相当する施設の指定の取消し	5-20	13,920		
規則	第2条	(1)	規則3条1項	登録要件の審査の通知	5-21.1	-	5-4に含む	
		(2)	博物館の登録に関する規則 規則7条	公示	5-21.2	-	5-1、5-5、5-6、5-11、5-12、5-13及び5-14に含む	
条例	第2条・別表第1	6	北海道文化財保護条例	条例14条	次に掲げる行為の許可及びその取消し並びに停止命令		21,400	許可
					6-1a	ア 建造物である道指定有形文化財と一体のものとして当該道指定有形文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為		
					6-1b	イ 金属、石又は土で作られた道指定有形文化財の型取り		
		(2)	条例18条	調査((1)ア及びイに掲げる行為に係る条例14条の規定による許可の申請に係るものに限る。)	6-2	21,400		
	7	北海道文化財保護条例	条例35条	次に掲げる行為の許可及びその取消し並びに停止命令(次に掲げる行為が一の市町の区域内において行われる場合に限る。)		21,400	許可	
				7-1a	ア 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却			
		(1)		ウ 工作物(建築物を除く。以下このウにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除去(改修又は除去にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。) エ 条例33条に規定する道指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除去 オ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修 カ 木竹の伐採(道指定名勝又は道指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)	7-1b	13,920	取消し及び停止命令	
		(2)	条例36条において準用する条例18条	調査((1)アからカまでに掲げる行為に係る条例35条の規定による許可の申請に係るものに限る。)	7-2	21,400		